# 金沢市 空き家等活用・流通促進体制 運用マニュアル (参考資料)

## 令和5年3月改正

このマニュアルは令和 2 年度国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の助成を 受けて作成しました。

## もくじ

## 参考資料

参考資料1	用語解説	資料一 ]
参考資料2	登録事業者名簿	資料一 3
参考資料3	空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(抜粋)	資料-10
参考資料4	金沢市の空き家等に関する支援制度	資料-55

## 参考資料 1 用語解説

- ① 仕 事 人 ひきうけ隊が認定した専門団体をいう。
- ② 登 録 事 業 者 相談対応するため、仕事人内であらかじめ登録した事業者をいう。
- ③ 担 当 事 業 者 登録事業者の中で、相談対応を担当する事業者をいう。
- ④ ア ド バ イ ザ ー 空き家等対策に必要な助言等について、金沢市及び仕事人が参画の要請等をした者をいう。
- ⑤ 管 理 番 号 金沢市空き家等情報管理システムにおける管理番号をいう。
- ⑥ 住 宅 地 整 備 住宅建設の用に供される一団の宅地の造成をいう。
- ① 成 年 後 見 人 制 度 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度をいう。
- ⑧ 接 道 し て い な い 敷地が建築基準法の道路に2メートル以上接していない状態をいう。
- ⑨ プ レ ハ ブ 建 築 従来の建築方法に比べてより多くの部分に「プレファブリケーション ※」という手法を適用してつくられており、あらかじめ部材を工場で 生産・加工し、建築現場で加工を行わず組み立てる建築のことをいう。 ※prefabrication: pre-(あらかじめ) fabrication (製作すること)
- ⑩ 住 宅 瑕 疵 保 険 住宅の売買等に際し、瑕疵により生じた損害を補償する保険をいう。
- ① 安 心 R 住 宅 制 度 「不安」「汚い」「わからない」といった「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程に基づき、「安心R住宅」の標章の使用を希望する事業者団体を国土交通大臣が登録し、耐震性があり、インスペクションが行われた等一定の要件を満たした既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章を付与するもの。(事業者団体として一般社団法人石川県木造住宅協会が登録されている。)
- ② クラウドサービス インターネットを経由してデータやソフトウエアを利用者に提供するサービスをいう。
- ① マイホーム借上げ制度 一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施している 50 歳以上のシニアを対象にマイホームを借上げ、賃貸住宅として転貸する制度をいう。

⑭ 建物の非破壊による現況調査 (一次的インスペクション)

目視等を中心とした非破壊による現況調査を行い、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握しようとするもの。

⑤ 建物の破壊調査を含めた詳細調査 (二次的インスペクション)

破壊調査も含めた詳細な調査を行い、劣化事象等の生じている範囲を特定し、不具合の原因を総合的に判断しようとするもの。

## 参考資料2 登録事業者名簿(令和4年3月時点)

相談対応するため、仕事人内であらかじめ登録した事業者は次のとおり。

#### ① 石川県司法書士会(16名)

金沢市新神田4丁目10番18号

名称	住所	連絡先
柿木 一志	金沢市横山町5番4号	076-256-5436
喜成 清重	金沢市新神田4丁目4番6号	076-291-2090
木ノ内 陽子	金沢市矢木1丁目121番地4	076-249-8655
木下 良	金沢市弥生2丁目5番13号	076-259-6015
久保 均	金沢市新神田3丁目8番15号	076-291-5333
塩谷 和人	金沢市横山町5番4号	076-256-5436
竹垣 小春	金沢市新神田3丁目8番15号	076-291-5333
坪内 良太	金沢市新神田4丁目8番1号	076-292-0505
中川 雅敦	金沢市小立野1丁目24番28号	076-254-1638
中嶋 武司	金沢市新保本3丁目55番地4	076-209-2343
中屋 薫美	金沢市新神田4丁目4番15号	076-291-7371
西尾 佳織	金沢市松島2丁目6番地	076-240-7733
野坂 ときこ	金沢市新神田4丁目13番9号	076-291-7540
広島 優樹	金沢市新神田4丁目8番1号	076-292-0505
前田 航	金沢市横川2丁目19番地	076-243-2185
松井 誠二	金沢市若松町京中 123 番地 1	076-201-8484

#### ② 石川県土地家屋調査士会(12名)

金沢市新神田3丁目9番27号

	名称	住所	連絡先
吉村	和正	金沢市矢木2丁目22番地	076-269-0420
有川	宗樹	小松市小馬出町 32 番地	0761-23-1611
小橋	健史	金沢市西念3丁目8番14号	076-234-3399
齊藤	邦博	金沢市四十万4丁目110番地1	076-296-8081
山下		河北郡内灘町大清台 335 番地	076-286-4279
рц 1	)X	第2コーポ大清 204	010 200 4219
能登	泰志	金沢市窪5丁目637番地	076-242-0594
森下	康平	金沢市入江1丁目593番地	076-291-7877

	名称	住所	連絡先
多谷	紘史	能美市浜開発町丁2番地	0761-55-5931
山上	雄介	白山市瀬木野町ラ 13 番地	076-273-7222
中	康光	白山市美川中町ヲ28番地	076-278-3455
舘	俊郎	金沢市西念2丁目30番26号	076-224-2703
柿島	真明	金沢市松村5丁目2番地	076-291-1020
如如	<b>共</b> 切	桑沢ビル 103 号	010 231 1020

## ③ 一般社団法人石川県建築士事務所協会(1社)

金沢市弥生2丁目1番23号

名称	住所	連絡先
フィット建築研究所	金沢市長町1-4-10 長町コーポ101	076-221-2878

#### ④ 一般社団法人石川県木造住宅協会(26社)

金沢市松島2丁目109

名称	住所	連絡先
飛鳥住宅㈱	金沢市三口新町3-3-18	076-222-1122
㈱家元	金沢市大河端町東55-3	076-255-1201
㈱イシダ住建	金沢市古府1-43-2	076-269-8087
㈱大島	金沢市大豆田本町甲170	076-231-3901
加賀建設㈱	金沢市金石西1-2-10	076-267-1161
宏州建設㈱	金沢市駅西本町1-3-15	076-263-5355
城東建設㈱	金沢市小立野 5-2-2 2	076-222-8111
㈱玉家建設	金沢市入江3-29	076-291-3411
㈱中部ジェイ・シィ	金沢市諸江町上丁581-2	076-224-8988
中村住宅開発㈱	金沢市駅西新町3-1-35	076-221-7666
ニューハウス工業㈱	金沢市西泉1-66-1	076-244-9120
ほそ川建設㈱	金沢市示野町西3	076-267-8008
みづほ工業㈱	金沢市八日市 5-562	076-240-7010
(制アイシン不動産	金沢市尾張町 2-1 1-2 6	076-232-1600
㈱いちわ住建	金沢市八日市 5-4 2 3	076-240-0068
<b>旬オーハシ地所</b>	金沢市幸町6-10	076-264-4744
㈱オーキッド	金沢市もりの里1-206	076-260-1860
<b>制大徳不動産</b>	河北郡内灘町字大学2-27	076-286-0590

名称	住所	連絡先
コーワ商事㈱	金沢市駅西本町1-3-15	076-263-5356
志乃丘商事㈱	金沢市駅西本町1-2-1	076-255-2388
㈱第一地所	金沢市泉が丘 2-1 2-4 6	076-243-4001
㈱たに産業	金沢市増泉 2-7-1 1	076-244-1114
㈱パコム	金沢市泉が丘 2-8-11	076-242-5341
マルキ不動産㈱	金沢市小金町4-1	076-251-8200
侑宮川不動産商会	金沢市山科3-1-2	076-241-8528
ラクラス㈱	金沢市広岡 2 丁目 13-23	076-254-1115
// // (///	AGS ビル1階	010 201 1110

## ⑤ 一般社団法人プレハブ建築協会中部支部北陸協議会(9社)

金沢市有松3丁目6番25号

名称	住所	連絡先
セキスイハイム中部㈱北陸支店	金沢市広岡2丁目13番5号MHM 金沢ビル3F	076-254-6816
積水ハウス㈱北陸支店	金沢市鞍月4丁目125番地	076-266-3484
大和ハウス工業㈱金沢支社	金沢市鞍月5丁目57番地	076-239-5000
パナソニックホームズ(株) 中部第一支社北陸支店	金沢市窪4丁目440番地	076-280-0746
三井ホーム北新越㈱北陸本社	金沢市鞍月東1丁目4番地	076-225-7259
タカノホーム㈱	富山市今泉西部町7番地の1	076-425-1211
住友林業㈱住宅・建築事業本部 北陸支店	金沢市鞍月5丁目167番地	076-239-3300
石友ホーム㈱	高岡市下牧野 36 番 2 号	0766-84-6110
北陸ミサワホーム㈱	金沢市堀川町 23番 23号	076-222-1558

## ⑥ 金沢市建築組合(4社)

金沢市北安江4丁目15番15号

名称	住所	連絡先
金沢建築事業協同組合	金沢市北安江 4-15-15	076-263-2188
地崎建設	野々市市押越 1 -97	076-248-5289
源建築	金沢市末町 19-84	090-8704-0711
新谷建築	河北郡内灘町向粟崎 5-166	090-2127-5858

## ⑦ 金沢地区建築組合連合会(6社)

金沢市神野町西 257 番地

名称	住所	連絡先
岡田建築	金沢市大場町東 874	076-258-2095
坂本建築	金沢市牧町ル 4-1	076-251-0087
㈱宮本工務店	金沢市福増町 243-2	076-249-2519
西出建築	金沢市専光寺町ト99	076-267-2887
㈱桐工房	金沢市玉鉾5丁目1番地	076-259-0878
フィルホーム	金沢市神野町西 257	076-249-7260

#### ⑧ 金沢弁護士会(9名)

金沢市丸の内7番36号

	名称	住所	連絡先	
山腰 茂広		金沢市大手町6番4号	076-262-1066	
森岡	真一	金沢市小将町3番8号	076-232-0130	
長澤	裕子	金沢市橋場町 6 番 19 号 076-264-1		
鹿島 啓一		金沢市鞍月3丁目32番地	076-256-1334	
乾	とも	金沢市大手町 15番 15号	076-233-1221	
平石		金沢第2ビル5階3号	070-233-1221	
柴田	未来	金沢市武蔵町1番14号	076-213-5601	
未出	<b>水</b> 木	Mビル2階	070-213-5601	
西野	崇彦	金沢市大手町 15番 12号	076-234-6606	
永來	宏隆	金沢市大手町7番13号	076-222-3730	
樋詰	哲朗	金沢市橋場町6番17号	076-232-0004	

## ⑨ 公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会 (60 社)

金沢市大豆田本町口46番地8

名称	住所	連絡先
アイエーホーム	金沢市八日市4-283	076-240-4129
(相)アカネ不動産商会	金沢市石引1丁目17番14号	076-222-9577
㈱朝日土地	金沢市野町1-2-39	076-244-3144
㈱アトラス	金沢市神宮寺2丁目28-5	076-255-6888
WINGS(株)	金沢市此花町5番6号	076-225-8622
WINGSHAY	ライフ金沢ビル 4F	010 223 8022

名称	住所	連絡先
<b>浦エムケー・プランニング</b>	金沢市入江2丁目442番地	076-220-6615
(有)E. N. N	金沢市新竪町3-61	076-263-1363
(有)オーハシ地所	金沢市幸町 6-10	076-264-4744
オンリーワン不動産	金沢市松村 2-178	076-267-7384
㈱カナイワ興産	金沢市金石本町ハ11番地	076-267-1025
㈱絹川商事	野々市市住吉町9番32号	076-248-2150
(有絹川不動産	金沢市有松 2-3-11	076-242-1588
きびきの不動産	金沢市畝田中4-1-11	076-268-5360
有Green Home	金沢市扇町 15-6	076-224-6061
黒津宅建	野々市市下林4丁目605	076-248-8764
㈱ケーズ	金沢市西金沢1丁目24	076-247-5533
㈱コスモシティ	金沢市高尾台4丁目172	076-296-8877
ことのは不動産㈱	金沢市菊川1丁目18-7	076-254-1718
<b></b>	金沢市近岡町 378 番地 1	076-239-1321
㈱さくら	野々市市三納2丁目145	076-255-7654
㈱さくらホーム	金沢市藤江北1丁目380番地	0120-879-988
㈱サン企画	金沢市玉鉾 2-30	076-292-9333
サンセル不動産㈱	金沢市新神田2丁目12番31号	076-256-2301
<b></b>	金沢市米泉町5丁目27-3	076-244-2448
志乃丘商事㈱	金沢市駅西本町1-2-1	076-255-2388
城南開発㈱	金沢市新神田 2-12-10	076-291-1500
スマート不動産	金沢市泉野町 3-14-30	076-244-4442
生栄不動産	金沢市玉鉾1丁目47番地1	076-291-2299
㈱第一地所	金沢市泉ヶ丘 2-12-46	076-243-4001
大松ホーム㈱	金沢市西大桑町 17-26	076-241-2610
(有)玉家不動産	金沢市新竪町3-102	076-221-6436
中部サービス㈱	野々市市稲荷2丁目146番	076-246-2321
㈱ドゥハウス	金沢市示野町西3番地	076-267-8118
富商不動産㈱	金沢市増泉1丁目19番5-3号	076-247-6364
中祥不動産㈱	金沢市本町一丁目2番55号	076-221-1888
侑ニッキ	金沢市城南2丁目5-9	076-254-6840
パワーホームズ不動産制	金沢市古府西1-8	076-213-6000
㈱東商事不動産部	金沢市弥生2丁目2番16号	076-242-1292

名称	住所	連絡先
百番不動産商事㈱	金沢市長町1丁目4-55	076-221-0100
伏見台商事㈱	金沢市窪 5-627	076-243-9186
㈱不動産総合センター	金沢市三口新町3-3-18	076-222-0800
㈱北陸リビング社	金沢市	0761-51-2200
㈱北菱地所	金沢市長土塀2丁目17番30号	076-224-6631
堀ホーム	金沢市保古2-46	076-240-0180
<b>旬丸新さいがわ不動産</b>	金沢市菊川1丁目34-3	076-224-1638
丸和開発㈱	金沢市北安江1-5-2	076-222-4136
マンヨウ	金沢市金石東3丁目11-6	076-267-0502
㈱メイクハウス金沢	金沢市西金沢 1-24	076-259-5381
MEURA 地所	金沢市駅西本町6-12-21-103	076-261-2723
めぐみ舎	河北郡内灘町字大根布 5-169	076-286-0185
(YMC)ヤマシタ不動産	河北郡内灘町大清台 335-1	076-286-4279
コンサルティング	行うに有けて1964日 1950 I	070-280-4219
㈱ヤマダタッケン	金沢市久安1丁目411	076-245-7777
優和産業㈱	金沢市古府1丁目77番地	076-240-8809
ランドアンドホーム	金沢市天神町1-15-25	076-222-1112
(株)LAND PLAZA	金沢市入江2-54	076-291-6700
㈱リーズン・フォーム	金沢市八日市一丁目 639 番地	076-287-5551
リエール不動産㈱	野々市市御経塚2-252	076-240-3339
㈱LOOP 不動産	小松市園町ニ 63-1-101	0761-27-1250
㈱ロハス	野々市市三納2丁目145	076-220-7613
<del></del> 有若葉不動産	金沢市北町丁 35 番地	076-233-6177

## ⑩ 公益社団法人全日本不動産協会 石川県本部 (11 社)

金沢市増泉1丁目19番34号

名称	住所	連絡先
㈱アウリエ	金沢市大額 2-65	076-296-0988
ダイヤコーサン(株)	金沢市元町 1-16-19	076-216-5511
日髙倉庫管理㈱	金沢市西都 2-162	076-205-7100
㈱ひまわり不動産	金沢市長田町4-5	076-254-0452
㈱フェニックス	金沢市八日市1-612	076-216-6641
不動産のリズム	金沢市三馬 2-90	076-201-0550

名称	住所	連絡先
㈱モンスーン企画	金沢市泉が丘 2-5-13	076-259-6559
吉田道路㈱	金沢市豊穂町 541	076-249-1311
ライセンスバリュー	金沢市駅西新町2-16-15	076-282-9712
㈱リリカルエステート	金沢市高畠3-124 五高ビル4階	076-287-6083
<b></b>	金沢市鞍月 4-51	076-282-9772

## ⑪ 特定非営利活動法人金澤町家研究会(1社)

金沢市安江町4番20号

名称	住所	連絡先
LLP 金澤町家	金沢市安江町4番20号	076-254-0647

## 空き家所有者情報の外部提供に 関するガイドライン

平成30年6月 国土交通省住宅局

#### 目次

#### 第1章 趣旨・目的

- 1 現状
- 2 民間事業者との連携の必要性
- 3 本ガイドラインの構成

#### 第2章 空き家所有者情報の提供に関する法的整理

- 1 はじめに
- 2 個人情報の保護に関する条例との関係
- 3 地方公務員法との関係
- 4 地方税法との関係

#### 第3章 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み

- 1 はじめに
- 2 空き家の所在地・所有者の特定
- (1) 空き家の所在地・所有者の特定に活用されている情報
- (2) 市町村内の部局連携による情報の活用事例
- 3 空き家所有者に対する情報提供の同意取得
- (1) 同意取得の内容・手法
- (2) 同意取得の際の工夫
- 4 空き家所有者情報の提供及びその仕組みづくり(民間事業者等との連携 方法)
- (1) 市町村に登録等をしている民間事業者等に直接情報提供する場合
- (2)市町村と連携している民間事業者団体を通じて民間事業者等に情報提供する場合
- (3) その他の工夫

#### 第4章 空き家所有者に対する情報提供・啓発活動

- 1 空き家所有者情報提供の同意取得促進の取組
- 2 空き家発生抑制のための情報提供・啓発活動
- (1) 成年後見制度
- (2) 民事信託
- (3) 財産管理委任契約
- (4) 各制度の比較
- (5) 制度紹介の提供事例

#### 第5章 参考資料

#### 第1章 趣旨•目的

#### (ポイント)

- 空き家の利活用を進める上で、民間事業者との連携が不可欠。
- ・ 空き家の利活用に関する取組を行っている市町村の数は約580に上っているが、 そのうち空き家所有者情報の民間事業者等への提供を何らかの形で進めている市町 村の数は50程度。
- ・ 空き家所有者情報の民間事業者等への提供について検討していない市町村に対してその理由を尋ねたところ、「民間事業者等との合意形成に時間がかかる」、「自治体の負担が大きい」等が挙げられた。
- ・ <u>民間事業者等への情報提供</u>を進めている市町村からは、その<u>メリットとして、</u> 「所有者が利活用の意向を示すためには行政からの情報提供だけでは不十分」、「所 有者からの具体的な相談に対応できる民間事業者等の関与が重要」、「民間事業者等 の関与によって市町村担当職員が少なくても対応できる」などの声があった。

#### 1 現状

全国における空き家の総数は、 住宅・土地統計調査(総務省)に よると、平成25年時点で約820万 戸、そのうち売却用・賃貸用等を 除いた「その他空き家」は約320 万戸となっている。人口減少の急 速な進展等により、今後、空き家 の数が更に増加し、安全性の低



(出典):住宅·土地統計調査(総務省)

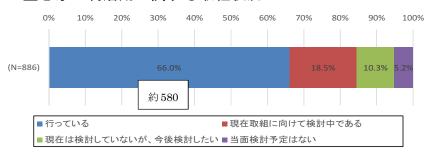
下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が一層 深刻化することが懸念されている。

こうした中、空き家等に関する施策の総合的かつ計画的な推進等を目的として、 平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「特措法」という。)が制定、平成27年5月までに順次施行され、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)では、この特措法を活用しながら、地域のまちづくり・住まいづくりとして空き家の計画的な除却・活用に取り組んでいる。また、平成29年8月、空き家対策に関する検討や情報共有・展開を図るための全国組織として、「全国空き家対策推進協議会」が設立され、課題や事例の共有、解決策の検討が行われている。(参加団体数1,076団体(平成30年5月末時点))

#### 2 民間事業者との連携の必要性

空き家の利活用に関する市町村の取組状況をみると、約580の市町村において関連の取組が行われている。また、現在、取組に向けて検討中の市町村や、今後検討したいと考えている市町村を含めると、ほとんど全ての市町村が、空き家の利活用に向けた取組に強い関心を寄せている状況である。

#### ○ 空き家の利活用に関する取組状況



(出典):空き家所有者情報の外部提供の実施状況等に関するアンケート (国土交通省)

空き家問題への対応に当たっては、地域の実情に応じて、除却すべきものは除却 するとともに、活用できるものは活用していくことが重要である。

市町村が空き家の利活用を進めるためには、収集した空き家に関する情報をその 所有者の同意を得た上で、宅地建物取引業者等に提供するなど、民間事業者等との 連携が欠かせない。

このような官民連携の取組は、地域の空き家に対する新たなニーズの喚起や、利 活用の促進に大きく寄与するものであり、市町村の空き家対策の負担の軽減にも資 することが期待されるものである。

一方、空き家所有者情報の民間事業者等への提供の実施状況をみると、何らかの 形で取組を行っている市町村の数は 50 程度にとどまっている。

現時点において空き家所有者情報の民間事業者等への提供の取組について検討していない市町村について、その理由を分析すると、「民間事業者等との合意形成に時間がかかる」「自治体の負担が大きい」「人員の確保が困難」「具体的な進め方が分からない」などが大きな理由とされている。一方、既に情報提供を進めている市町村に対して、そのきっかけや始めてから感じているメリットを尋ねると、次のような回答があった。

#### ○ 取組を始めたきっかけ

- ・ <u>行政</u>は空き家所有者の特定はできるが、<u>所有者からの具体的・専門的な</u> 相談対応ができないため。
- ・ 空き家対策担当職員として十分な要員を確保できないため。
- ・ <u>適</u>正管理に関する助言指導や、空き家の利活用に関する単なる情報提供 だけでは、所有者が反応しないことが多く、空き家所有者が利活用の意向 を示すことにはつながらないため。

#### ○ 取組を始めた後に感じたメリット

- ・ 相談できる民間事業者等との接点を持つことが可能な仕組みができたことにより、<u>利活用の意識がなかった所有者や、意識はあるが誰に相談すればよいかわからないといった所有者が空き家の利活用を具体的に検討する機会</u>を得た。
- ・ 民間事業者への相談を躊躇している所有者に対して、<u>情報の提供先は市町村が連携している民間事業者等であると説明</u>することで、<u>安心感を持ってもらえた</u>。
- ・ 民間事業者が空き家所有者の課題に応じた働きかけを行うため、<u>市町村の空き家担当職員が少なくても対応することができた</u>。
- ・ 情報の提供を受ける<u>民間事業者</u>としては、<u>特定することが困難な空き家</u> <u>所有者情報の提供を受ける</u>ことができ、<u>所有者と直接接触できる</u>ようになった。
- ・ これまで曖昧であった<u>空き家対策における市町村と民間事業者等の連携</u> について役割が明確化された。

このようなきっかけ、メリット等をみると、<u>空き家所有者情報の民間事業者等への提供を進めることについては、</u>体制を作る上である程度の困難が伴うものの、<u>行政側の対応に足りない役割を民間事業者等が担うことによって、空き家の利活用の推進に大きな効果を上げていることが分かる。</u>このような視点から、本ガイドラインでは、各市町村において取組を始める際に直面する課題を整理し、ハードルをできる限り低くするために取組の実施に役立つ知識を記載している。

#### 3 本ガイドラインの構成

空き家の中には相続登記等がなされていないものがあり、空き家所有者情報の把握に課題があったことから、特措法第 10 条により、同法の施行のために必要な限度において、税務担当部局から提供された課税情報をはじめとした空き家・空き店舗等の所有者等に関する情報を空き家所有者情報として空き家対策のために行政内部で利用することが可能となった。

一部の市町村では、空き家所有者情報について、所有者の同意を得た上で民間事業者等に提供する等、空き家の流通を促進するための先行的な取組を開始している。国土交通省では、平成 29 年 3 月に「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」をとりまとめた後、平成 29 年度予算において、民間事業者等と連携し空き家所有者情報を活用するモデル的な市町村の取組に対して支援を行い、各市町村における経験・成果を集約してきた。それら取組等に基づき、内容の充実を図ったのが本ガイドラインである。

本ガイドラインでは、まず、空き家所有者情報を民間事業者等に提供し、空き家

の利活用を全国的に促進していく観点から、特措法第10条に基づくものを中心に、市町村の空き家担当部局が収集・保有する空き家所有者情報を民間事業者等に提供するに当たっての法的な論点を整理している。次に、市町村の先行的な取組を踏まえつつ、市町村の空き家担当部局以外が保有する情報を活用した空き家の早期把握、空き家所有者情報の民間事業者等への提供に当たっての仕組みの構築手法や構築に当たって留意すべき点を示している。また、あわせて、空き家所有者情報の民間事業者等への提供に対する同意の取得を促進するための取組や、流通・利活用の促進に加えて空き家の発生抑制に向けた空き家所有者等に対する情報提供・啓発活動の内容等について紹介している。

#### 【コラム】「全国版空き家・空き地バンク」の展開

「空き家・空き地バンク」とは、地方公共団体が現地の空き家・空き地の情報を利用希望者(消費者)に紹介する仕組みであり、これまで、全国の多くの地方公共団体で空き家等の情報提供が行われてきたが、これらは、①掲載情報の範囲が行政単位に限定されている、②各バンクによって物件情報項目や掲載方法等が異なる、という状況にあり、利用者(消費者)にとっては横断的な情報収集や物件の比較が難しい状況となっていた。

これを受けて、国土交通省では、需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等により空き家等の流通を促し、その有効活用を推進することを目的として、各自治体が保有する情報の標準化・集約化を図り、全国の空き家等の情報に全国どこからでも簡単にアクセス・検索することができる「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援し、平成29年10月から、公募により選定した2事業者(アットホーム(株)・(株)LIFULL)が運用している。

「全国版空き家・空き地バンク」へ掲載することができる物件は、各自治体が運営するバンクで掲載されているものだけでなく、空き家・空き地バンクを保有していない自治体においても、所有者の同意を得て掲載可能な空き家等の情報を保有している場合は、掲載することができる仕組みとなっている。

また、平成 30 年4月から、空き家等の物件情報に加えて、ユーザーのニーズに応えるため、ハザード情報、生活支援情報等を地図上に重ねて表示できるように改良するとともに、農産漁村地域への移住や空き家等を活用して店舗を経営したいというユーザーのニーズに応えるため、『農地付き空き家』、『店舗付き空き家』に関する新たな検索軸を構築し、簡易に検索できるようにし、その高機能化を図った。

現在、2社の「全国版空き家・空き地バンク」への参加自治体数は534自治体(平成30年5月末時点)となっている。

#### 【全国版空き家・空き地パンクイメージ】





#### [株式会社LIFULL]

【アットホーム株式会社】

店舗付き空き家

※上記2社は「全国版空き家・空き地バンクの構築運営に関するモデル事業」 の公募手続きにより提択

## 【地図上に重ねて表示できる項目】

株式会社LIFULL		アットホーム株式会社		
ハザード情報	地形情報	生活支援情報	ハザード情報	生活支援情報
① 地震による個れやすさ ② 液状化の可能性 ③ 液水の可能性 ⑤ 地震予測 素素を保以上 ⑤ 地震予測 素素を保以上 ⑥ 土砂贝青島類菌所 ⑦ 土砂贝香島類菌所 ② 注新層図 ⑤ 液水想定区域 修 英書種類	① 自然環境条件製 ② 土地条件製 ② 日販地助設 送 明治時代の低温地図 ⑤ 標度マップ ⑥ 化エマス は上級金が知	① 避難所 ② 地信公示 ③ 都直向車地振調査 ④ 小学校区マップ ⑤ 中学校区マップ	Ochora Came	① 避難場所・避難所 ② 駅 ② 病院・診療所 ② 警察・消防署 ⑤ 学校 ② 全級機関・報便局 ③ ションピング施設 ⑥ コンピニエンススト7 ⑤ 質質報報 級 走資程報

#### 【新たな検索軸のイメージ】



#### 第2章 空き家所有者情報の提供に関する法的整理

#### (ポイント)

- ・ <u>空き家所有者情報の民間事業者等への提供</u>に当たって、各市町村の個人情報保護 条例、地方公務員法及び地方税法の要件を満たすためには、「所有者本人の同意」 があれば可能。
- ・ 同意を得る際には<u>「提供目的」「提供先」「提供内容」等を空き家所有者に説明して理解していただくことが必要</u>。また、一度同意を得た後に目的の変更等を行う場合には、各市町村の個人情報保護条例等に沿ってしかるべき手続が必要となる可能性があることに留意。

#### 1 はじめに

市町村の空き家担当部局が空き家所有者情報を把握する手段としては、不動産登記簿情報や住民票情報等を利用するだけでなく、固定資産課税台帳に記載された情報の一部を活用することも考えられる。

前述のとおり、空き家所有者情報は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で入手したものであっても、特措法第 10 条により、同法の施行のために必要な限度において市町村が行政内部で利用できることとなった。市町村(空き家担当部局)は、この所有者情報を基に、空き家所有者本人へ接触することも可能となったところである。

本章では、市町村の空き家担当部局がこの空き家所有者情報を民間事業者等に提供する際に留意が必要な法的観点として、個人情報の保護に関する条例(以下「個人情報保護条例」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)との関係について、それぞれ整理をする。

#### 【空家等対策の推進に関する特別措置法(抄)】

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第 10 条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

【「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日各都道府県・政令市空家等施策担当部長宛て国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)(抄)】

3 把握した情報の活用

1により固定資産税関係所有者情報を空家等施策担当部局が利用することができるのは、法の施行のために必要な限度においてであり、例えば、空家等担当部局が空家等に係る固定資産税の納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人に対し、空家等の所有者を確認するために連絡をとる場面において固定資産税関係所有者情報を活用することは可能であるが、納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人以外に固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、法の施行のために必要な限度においての利用とは解されない。

なお、正当な理由なく固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、地方公務員法第34条の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

#### 2 個人情報の保護に関する条例との関係

空き家所有者情報は個人情報であり、市町村の保有する個人情報については、個人情報保護条例においてその取扱いが定められている。そこで、以下では、空き家所有者情報を民間事業者等に提供するに当たっての個人情報保護条例との関係について整理する。

なお、ここでは、国の行政機関を対象とした、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)の運用を参考とした一般的な考え方を記載するが、各市町村における条例の内容及び具体的な運用によっては異なる対応となる可能性もあることから、各市町村の空き家担当部局と個人情報保護担当部局間で十分な連携を図る必要がある。

まず、固定資産税の課税情報をはじめ、市町村の空き家担当部局が保有する空き家所有者に関する情報のほとんどについては、そのまま民間事業者等に対して提供すると、個人情報保護条例に抵触することになる場合が多いものと考えられる。各市町村の個人情報保護条例において個人情報を当該市町村外の第三者に提供することが例外的に認められる場合として、一般に、法令に基づく場合等の他、「本人の同意があるとき」が規定されている。

#### <個人情報保護条例の例>

#### 【京都市個人情報保護条例(抄)】

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - $(3)\sim(5)$  (略)
- 2 · 3 (略)

このため、個人情報保護条例に上記のような規定のある市町村においては、あらかじめ空き家所有者本人の同意を取得して、その同意の範囲内で提供する限り、

同条例に抵触することはないものと考えられる。

なお、同意を取得する際には、所有者との間で同意の有無についてトラブルを 招かないよう、<u>少なくとも「提供目的」「提供先」「提供内容」については明示した上で同意を取得することが必要</u>である(同意を取得する際の留意点については 第3章を参照)。

また、市町村の空き家担当部局が保有する空き家所有者情報に誤りがある可能性があることから、その後の利活用に向けて所有者のメールアドレス等を把握しておくことが有用な場合もある。さらに、市町村が保有していない情報を含め、所有者に改めて必要な情報を記載してもらう方法を取ることも有用である。各市町村の個人情報保護条例の規定に沿いつつ、特定した第三者(民間事業者等)への提供を利用目的として明示した上で(行政内部の空き家対策の検討等にも活用する場合には、このことも利用目的として明示した上で)本人の同意を得て個人情報を取得すれば、利用目的内の提供となることから、そのような形で入手した個人情報を民間事業者等に提供したとしても、個人情報保護条例に基づく目的外利用・提供の制限に抵触することはなくなると考えられる。

なお、これらのように様々なルートで<u>新たに取得した個人情報</u>については、空き家担当部局等が既に保有・管理している空き家に関するデータベースに組み入れることが多いと考えられるが、<u>データベースへの組み入れが個人情報の利用目的変更や記録項目の追加を伴うときは、個人情報保護条例上、あらかじめ市町村長宛てに届出が必要となる場合があることに留意する必要がある。</u>

#### <個人情報保護条例の例>

#### 【京都市個人情報保護条例(抄)】

(個人情報取扱事務の届出)

- 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次 の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
  - $(2)\sim(3)$  (略)
  - (4) 個人情報の項目
  - $(5)\sim(8)$  (略)
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報 取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 4 (略)

#### 3 地方公務員法との関係

地方公務員法第34条第1項に、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定がある。そこで、以下では、空き家所有者情報を民間事業者等に提供する場合の当該規定との関係を整理する。

#### 【地方公務員法】

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

#### 2 · 3 (略)

地方公務員法第34条第1項が定める「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」であるとされている(昭30・2・18自丁公発23号、大船渡市議会事務局長宛公務員課長回答「地方公務員法並びに地方税法の疑義について」)。

この点、あらかじめ空き家所有者本人の同意を取得して、その同意の範囲内で情報提供をする場合、空き家所有者本人の権利利益を不当に損なうおそれがあるとは認められないため、上記「一定の利益の侵害になると客観的に考えられる」ものではないことから、空き家所有者本人の同意の範囲内で提供する情報は「秘密」に当たらず、地方公務員法第34条第1項の「秘密を漏ら」す行為には当たらないため、地方公務員法第34条第1項に抵触することはないと考えられる。

#### 4 地方税法との関係

地方税法第22条には、地方税に関する調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者がこれらの事務に関して知り得た秘密を漏らした場合等に処罰する規定がある。そこで、以下では、空き家所有者情報を民間事業者等に提供する場合の当該規定との関係を整理する。

#### 【地方税法(抄)】

(秘密漏えいに関する罪)

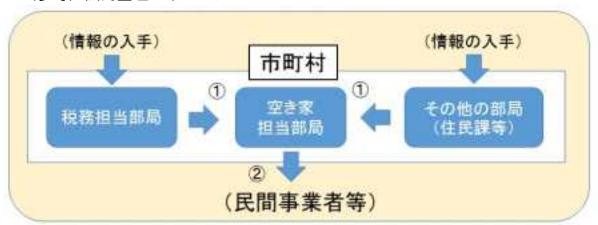
第22条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

「秘密」とは、上記3のとおり、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」であるとされている(昭30・2・18 自丁公発第23号、大船渡市議会事務局長宛公務員課長回答「地方公務員法並びに地方税法の疑義について」)。地方税に関する調査等の情報は個人情報であるが、上記3と同様に、あらかじめ所有者本人の同意を得て、その同意の範囲内で民間事業者等に情報提供をする場合、所有者本人の権利利益を不当に損なうおそれがあるとは認められないため、上記「一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」とはいえない。このため、所有者本人の同意の範囲内で提供する情報は「秘密」に当たらず、地方税法第22条第1項の「秘密を漏ら」す行為には当たらないため、地方税法第22条第1項に抵触することはないと考えられる。

なお、税務担当部局から空き家担当部局に所有者情報が提供された場合の当該 情報は、空き家担当部局が他の情報と併せて「空き家情報」として管理することに なることから、「税務情報」ではないためにそもそも地方税法上の問題にならない という整理も考えられるところだが、いずれにせよ、地方公務員法及び各市町村 の個人情報保護条例上の問題が生じる可能性が出てくる中で、所有者の同意を取 得することにより民間事業者等に提供が可能になるという構成は同様である。

また、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日各都道府県・政令市空家等施策担当部長宛て国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)において、「空家等担当部局が納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人以外に固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、法の施行のために必要な限度においての利用と解されない」との記載があるが、これは、所有者本人の同意を得ない場合を前提としたものであり、前述のとおり、所有者本人の同意を得ることによって情報提供は可能である。

#### (参考) 法的整理のイメージ



- ⇒ 個人情報保護条例はおおむね①(目的外使用)及び②(外部提供)の両方について、地方公務員法や地方税法は②について規制しているイメージ。
- ⇒ ①(目的外使用)については、特措法第10条において、同法の施行のために必要な限度であれば本人の同意は必要ないことが明確になったが、市町村内部の手続として市町村長宛の届出等が必要となる場合があり得るため留意。②については、引き続き本人の同意が必要であり、本ガイドラインにおいて関連事項を整理。

## 第3章 空き家所有者情報提供に関する運用の仕組み

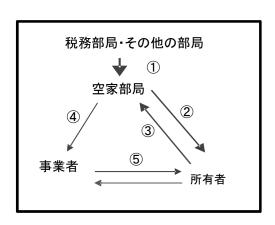
#### (ポイント)

- 空き家の所在地・所有者情報の集約・管理
  - ・ 地域の住居が利用されていない(空き家である)状況を確認するための情報源として、水道閉栓情報、電気・ガス利用情報、不動産登記情報、死亡届等が挙げられる。それらの情報を空き家担当部局に集約することが、民間事業者等に情報提供を行うための第一歩である。
  - ・ 集約した情報については、<u>個人情報保護の観点からしかるべく情報セキュリティ体制を整備した上で管理</u>する必要がある。特に、情報の活用を容易にするために市町村の部署間で共有できるデータベースを作る場合には<u>情報の外部流出がないような仕組みづくりが必須</u>である。
- 所有者情報の民間事業者等への提供に当たっての仕組みづくり
  - ・ <u>民間事業者等への情報提供方法</u>としては「<u>市町村に登録等している民間事業</u> <u>者等に情報提供</u>する方法」と「<u>市町村と連携している民間事業者団体等を通じ</u> <u>て民間事業者等に情報提供</u>する方法」が考えられる。
  - ・ 前者では、個々の民間事業者の業務遂行が適切に行われるような市町村の関与が必要となるが、後者では、市町村が直接関与する機会が基本的にないため、事業者団体等を通じた民間事業者の質の担保が課題になると考えられる。いずれの形をとるにせよ、<u>市町村には、自らの業務負担ともバランスを取りつつ、空き家所有者が安心して情報提供に同意できるような体制を作る責任</u>がある。
- 空き家所有者本人への同意取得に当たっての留意点
  - ・ 空き家所有者本人への同意取得においては、当該空き家に係る<u>権利関係、所</u> 在地、用途、構造、土地面積等の状況、空き家になった時期等について、あわ せて情報を取得することにより、民間事業者は効率的に所有者の相談に対応す ることが可能となる。

#### 1 はじめに

空き家所有者情報の提供に関する基本スキ

- ームは、以下のようなイメージである。
  - ① 市町村による空き家所在地・所有者の特定
  - ② 空き家所有者に情報提供の意向確認
  - ③ 空き家所有者の同意
  - ④ 空き家所有者情報を提供
  - ⑤ 民間事業者等と空き家所有者の接触



ここでは、空き家所有者情報の提供に関する運用方法及びその留意点について

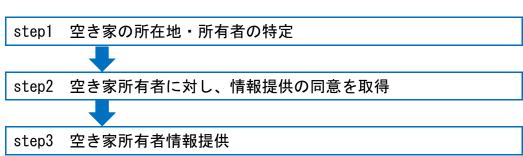
整理する。具体的には、以下のステップごとにまとめていく。

まず、<u>行政や地域で保有している情報をもとに空き家を把握し、課税情報等を</u>活用して空き家所有者等を特定する。

次に、<u>空き家所有者から情報提供の同意を得た上で、連携先の事業者等に対し</u>て提供する。

なお、空き家所有者情報の提供を行うためには、あらかじめ<u>連携先の民間事業</u>者団体等の選定と空き家所有者情報のやり取りに関する取り決めを行い、あわせて空き家所有者への提供の意向確認や、同意の取り方についても調整し、<u>提供に</u>関する仕組みづくりを行っておくことが必要になる。

#### 〈流れ〉



以下、それぞれの段階に応じて関連情報を整理する。また、具体的な手続等に 当たっては、既に国土交通省住宅局等において公表している手引き等(第5章参 考資料を参照。)をあわせて参照することが望ましい。

#### 2 空き家の所在地・所有者の特定

#### (1) 空き家の所在地・所有者の特定に活用されている情報

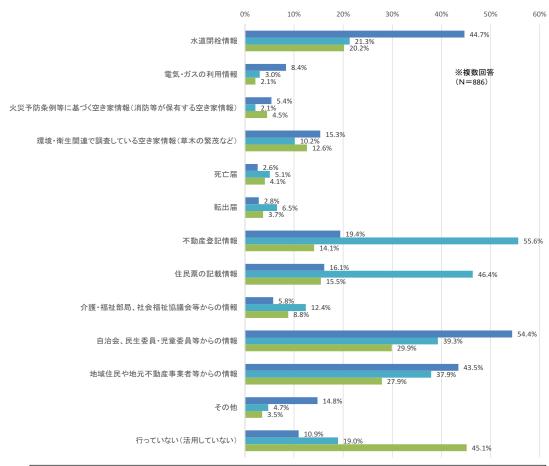
空き家所在地の特定、空き家所有者の特定、空き家の可能性がある住宅の特定が必要であるところ、それらの特定のために市町村において活用している主な情報ソースの種類は、以下のとおりである。

#### 空き家所在地・所有者情報等の特定

- 固定資産税課税情報
- 不動產登記情報
- 住民票記載情報
- · 水道閉栓情報等
- ・ 自治会等で独自に調査・把握している空き家情報
- 地域住民、事業者からの情報
- 環境・衛生面での空き家調査結果(草木の繁茂)
- ・ 消防等が把握している火災予防上の空き家情報

#### <空き家を把握するための庁内・庁外情報の活用状況>

(出典): 空き家所有者情報の外部提供の実施状況等に関するアンケート(国土交通省)



■貴自治体における空き家の実態調査(空き家所在地の把握)にて使用した情報

- ■空き家の所有者の把握(空家特措法に基づく特定空家等に係る手続を含む)にて使用した情報(ただし、固定資産税課税情報、戸籍情報を除く)
- ■「空き家となっている可能性が高い物件」を把握するため、他の部局や外部機関から定期的または必要に応じて提供を受けている情報や、他の部局や外部機関と共有している情報

入院や施設への入所、死亡等の理由により、空き家となる可能性が高い物件の早期把握につながると思われる転居届、死亡届や、介護・福祉関連、社会福祉協議会からの情報等については、利用実態は低くなっている。

一方、<u>空き家対策において、空き家の早期把握は非常に重要であるところ、</u> 死亡届等は早期把握を行う上で極めて有用であることから、それらの情報を更 に活用していくことが求められる。

また、これらの情報は、次に示す事例のように、空き家の早期把握だけでなく、空き家所有者等への空き家活用に関する呼びかけや情報提供の早期実施に有効と考えられる。

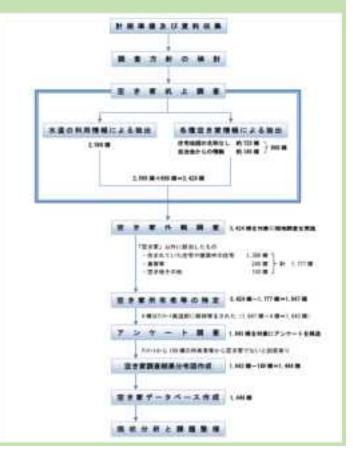
#### 【事例】「空き家となっている可能性の高い物件」の把握:奈良県生駒市

アンケート結果からも分かるとおり、空き家実態調査における空き家所在地の 把握や、空き家となっている可能性の高い物件を把握する情報として、地域住民 からの情報や水道の利用情報が高い頻度で使用されている。

生駒市では、平成 28 年度空き家実態調査を実施した際、空き家特定の調査フローを「空き家机上調査」「空き家外観調査」の2段階に分けて実施している。

- ・ 第一段階の空き家机上調査に おいて、空き家調査対象の把握 のために、自治会からの情報、 住宅地図、水道の利用情報を利 用している。具体的には、開閉 状況が閉栓の住宅及び開閉状 況が開栓で年間使用水量が3 ㎡以下に該当する住宅を空き 家調査対象として抽出。
- ・ 更に第二段階の外観調査を経 て、空き家とは思われないもの を除外してアンケート調査を 実施した。

<生駒市の空き家実態調査フロー> (出典):生駒市空家等実態調査報告書(奈良県生駒市)



#### (2) 市町村内の部局連携による情報の活用事例

空き家所有者情報を効率よく収集し活用するためには、<u>市町村内各部局から空き家所有者情報を集約してデータベース化することが有用</u>である。その際には、関連情報をどの部署が保有しているか、また、それらの部署でのデータの相互共有、情報更新についての調整を行うことが重要となる。

データベース化に当たっては費用面の問題が生じるが、下記の神奈川県厚木市のような事例もある。また、既存システムがない場合であっても、例えば市役所内のサーバー内に空き家所有者情報を保有する部署がアクセス可能なフォルダを設置し、エクセルファイルやアクセス等共通のデータフォーマットの中で定期的に情報更新を行っていくといった方法で情報を共有することも考えられる。

なお、データベース化に際しては、情報の保管・蓄積方法、アクセス制 御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集等適 切な技術的セキュリティに十分に配慮して検討する必要がある。また、必要 に応じた情報の取扱に関する関係部署間での取決め等を行うことが望まし い。(参考:総務省「地方公共団体におけるセキュリティポリシーに関するガ イドライン (平成27年3月版)」)

#### 【事例】共有空き家データベースの構築:神奈川県厚木市

厚木市では、空き

家情報に係るデータ ベースを複数の部署 で作成、共有してい る。これは、あらか じめ市役所内に導入 され、職員が使用可 能なGIS(地理情 報システム)に上乗 せする形で共有デー タベースを構築した ものであり、比較的 廉価での対応が可能 となっている。情報 としては、主に適正 管理不全空き家を対 象に、空き家関連情 報について定期的な

#### <厚木市の空き家データベースの状況>

(出典): 平成 29 年度「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」厚木市報告書(神奈川県厚木市)

共有する空き家データベース			
情報所有者	アクセス 権限	入力情報の情報源の詳細	各部署の役割
住宅課	0	空き家実態調査 地域住民からの苦情・通報 他部署からの相談	空き家所在地の把握 (データベースで共有している空き家の状態確認を通年で実施)
生活環境課	0	住民からの相談処理票のうち 雑草・樹木の繁茂等に関すること	空き家所在地の把握 (データベースで共有している空家の雑草・樹木の繁茂について年2回調査を実施)
消防本部	0	「厚木市火災予防条例」及び「厚木市 消防空き家等調査取扱要綱」に基づ き現地調査を行い作成している空き家 台帳	空き家所在地の把握 (データベースで共有している火災予防上危険な空き家について年2回調査を実施)
建築指導課	0	空き家データベースをもとにした現地 調査結果	建物の状態に関する情報の更新 (主にデータベースで共有している空き家の状態確認を通年 で実施)
資産税課	0	固定資産税課税情報	空き家所有者情報の提供
市民協働推進課 (自治会長管轄部署)	×	市民相談	空き家所在地の把握 (件数は少ない。相談対応は住宅課が担当)
セーフコミュニティくらし安全課	×	市民相談	空き家所在地の把握 (件数は少ない。相談対応は住宅課が担当)
介護福祉課	×	ひとり暮らし老人台帳、介護保険認定 申請書類等のうち 所有者の生活状況・施設入所状況等 親族等の連絡先	空き家所有者情報の提供 (資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼)
市民課	×	住民票、死亡届等のうち 所有者等の住所及び生死	空き家所有者情報の提供 (資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼)
福祉総務課 (民生委員管轄部署)	×	災害時要援護者登録台帳のうち 所有者の生活状況・親族等の連絡先	空き家所有者情報の提供 (資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼)
生活福祉課	×	生活保護台帳のうち 所有者の生活状況・親族等の連絡先	空き家所有者情報の提供 (資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼)
※黄色:アクセス権限があり、共有データベースへの情報提供・更新が頻繁な部署			

調査を実施している ※自色:アクセス権限がなく、共有データベースへの情報提供の頻度が低い部署

部署及び空き家所有者情報を把握している資産税課が協力して、「空き家実態調査 及び住民からの苦情通報で把握している空き家」、「雑草・樹木が繁茂している空 き家・空き地」、「火災予防条例上危険な空き家」とそれに対応する空き家所有者 情報をデータベース化している。

共有データベースにアクセス可能な部署のうち空き家所在地を把握している部 署は、定期調査実施後に空き家所在地や物件状態といった情報の新規入力・更新 を行い、新規入力された空き家については、資産税課が所有者情報を適宜入力す る形となっている。

資産税課だけで所有者情報が把握できなかった場合は、空き家担当部署が関係 部署に問い合わせて情報を入手し、データベースに反映している。また、データ ベースを共有している部署以外に空き家関連の相談が寄せられた場合も、空き家 担当部署で取りまとめデータベースに追加している。

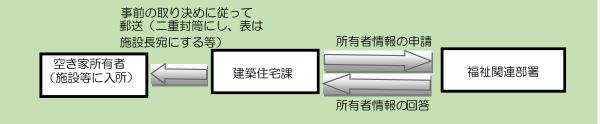
情報セキュリティの確保については、データベースへのアクセス権限を関連部署のみに制限することで、個人情報の流出に配慮している。なお、厚木市は総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用しており、外部からアクセスできない仕組みになっている。

#### 【事例】施設へ入所している空き家所有者対応のための連携:群馬県太田市

太田市では、適正管理が不全な空き家や、地域から苦情・通報があった空き家所有者等を対象に、適正管理に関する助言通知や解体補助金制度、所有者情報の提供といった制度紹介を郵送にて行っている。通常、所有者情報は資産税課に都度問い合わせるが、特に空き家所在地と所有者本人の居住地が同じ場合、所有者が施設や病院等にいる可能性が高いことから、市役所内で調整を図り、所有者・所在地特定の一環として、福祉関連部署へ所定様式にて所有者の入院・入所情報の申請ができるように市役所内で調整を行っている。

なお、福祉関連部署に申請し、施設や病院にいることが判明した所有者に対しては、助言通知や情報提供について郵送する際の取決め等もあらかじめ行われている。

#### <福祉関連部署との連携調整による所有者情報の申請>



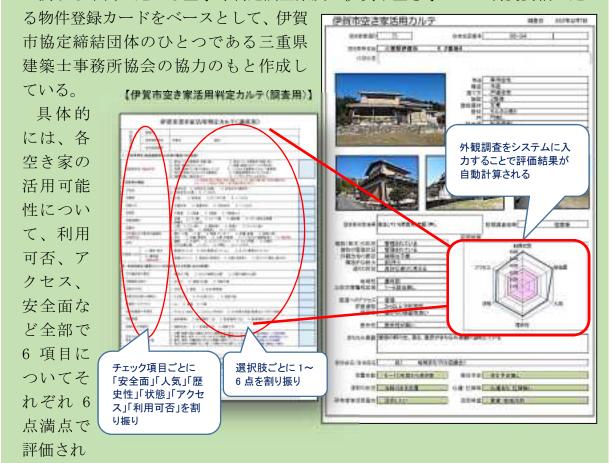
## 【事例】市職員・民間事業者の連携によるワンストップサービス化: 三重県伊賀市

伊賀市では、平成28年5月に策定した空き家等対策計画に基づき、民間事業者団体7団体との包括協定及び各団体との業務内容に関する個別協定を締結し、空き家所有者、移住相談者に対し、市職員が民間事業者と2者1組で対応する体制を取ることで、空き家所有者、移住者に安心して活用してもらえるワンストップサービスを提供している。このワンストップサービスの構築により、同じく平成28年度から開始した「伊賀市空き家バンク制度」は、登録件数、成約件数ともに一定の成果を上げているところである。

空き家バンク制度での一定の成果を踏まえ、平成29年度は、更に空き家を活用した面的な地域活性化の促進を目的とし、平成28年度までの実態調査で判明した老朽化空家等、特定空家等を除く空家(以下、活用可能空き家とする)の中で、空き家所有者の活用意向がある物件をデータベース化した「空き家活用ストックバンク」の構築のために、

- ① 活用可能空き家の外観調査結果をもとに空き家の流通可否を定量的に評価する手法の検討
- ② ①をもとにした活用可能空き家の外観調査の実施及び調査結果を用いた流通可否判定
- ③ 活用可能空き家の所有者への活用意向及び「空き家活用ストックバンク」登録意向調査
- ④ ②及び③で得られた情報のデータベース化 に取り組んでいる。

①の流通可否を定量的に評価する手法については、伊賀市の空家等の適正管理 に関する条例に定める空家等判定調査票及び伊賀市空き家バンク制度要綱に定め



るよう、外観調査時に使用する調査票の各チェック項目が 6 項目のうちどの項目に該当するのか、また各チェック項目の選択肢の評価点はそれぞれ何点なのかをあらかじめ設定し、外観調査結果をエクセルファイルに入力することで、自動で評価結果が自動計算され、レーダーチャートとして他の物件情報と合わせてカルテ形式で出力されるようなシステムを作成している。

(出典): 平成29年度「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」報告書(三重県伊賀市)

#### 3 空き家所有者に対する情報提供の同意取得

#### (1) 同意取得の内容・手法

#### ① 同意取得の相手方

空き家所有者情報の提供についての同意を取得する相手方は、空き家の所有者である。所有者が複数いる場合(共有の場合)には、共有者全員から同意を取得することが原則である。同意を得られたのが共有者の一部のみである場合は、同意を得られていない共有者と連絡先が異なる場合などに、同意を得られた共有者の氏名や連絡先を提供することが可能と考えられるが、同意を得られていない共有者の氏名や連絡先は、本人の同意を得られていない以上、提供できないと考えられる。

#### ② 同意取得の相手方へ明示する内容

空き家所有者の同意を取得するに当たっては、少なくとも、

- ア 情報の提供先
- イ 提供先における利用目的
- ウ 提供される情報の内容

を明示した上で、同意を取得することが必要と考えられる。

#### ア 情報の提供先

情報の提供先を明示するに当たっては、具体的に記載することが望ましい。必ずしも個別の民間事業者名である必要はないと考えられるが、少なくとも、例えば「〇〇協会△△支部及び所属事業者」といった記載や「□ □支部相談員」といったように、提供先となり得る者の範囲が明確になるよう記載する必要があると考えられる。

また、民間事業者団体と協定を結んでいるような場合は、その旨も記載しておくことや、協定や団体の概要が分かる資料を同封することも、空き家所有者の理解を得るために有効と考えられる。

#### イ 提供先における利用目的

提供先における利用目的を明示する際には、例えば、協定等に基づく業務として行われるものであれば、当該協定の内容等を添付した上で、「〇〇業務の目的以外には利用しません」といった記載とすることも考えられる。

#### ウ 提供される情報の内容

どの情報が民間事業者等に提供されるのかについては、空き家所有者に も確実に認識してもらえるよう、<u>分かりやすい形で明示</u>しておくことが必 要である。

#### ③ 同意の取得方法

空き家所有者情報の提供に当たっては、後日のトラブル防止等の観点から、<u>書面により同意を取得</u>することが望ましい。

#### (2) 同意取得の際の工夫

空き家所有者に民間事業者等への提供の意向を確認する段階では、市町村において、住所や氏名といった情報は把握しているが、<u>電話番号やメールアドレス等の連絡先や空き家の状況等の詳細</u>に関しては把握していない場合も多い。したがって、空き家の利活用を効率的に進める観点からは、<u>これらの情報を空き家所有</u>者に記載してもらうという方法が実務上は効率的であると思われる(第2章2個

人情報の保護に関する条例との関係を参照)。ただし、この場合においても、個人情報保護条例に基づく目的外提供の同意を取得する場合と同様に、<u>提供先や提供内容等を明示した上で提供について空き家所有者の同意を取得しておくことが必要</u>である。

また、民間事業者等が利活用可能かどうかを判断する際の材料になるものとして例えば以下のような情報がある。

#### (民間事業者等が利活用可能かどうかを判断する際の材料となる情報の例)

- 権利関係
- ・空き家の所在地
- ・空き家の状況(用途、構造、土地面積、建物面積、間取り、建築時期等)
- ・空き家となった時期
- ・所有者の希望(賃貸か売却か、空き家・空き地バンクへの掲載の有無等)
- ・物件の写真

こうした情報は、<u>例えば空き家担当部局が保有している情報を書面で空き家所</u>有者に送付し、確認してもらうといった方法を行うことにより、空き家所有者の 負担を軽減することが可能となる。なお、空き家所有者が情報提供を希望しない 場合であっても、今後の空き家対策のために有益な情報である上述の電話番号等 の連絡先、空き家の状況等の空き家担当部局がこれまで保有していない情報について、内部利用目的に限って空き家所有者から情報提供してもらうことも考えられる。

#### 【コラム】民間事業者リストの提供

群馬県太田市、神奈川県厚木市では、相談できる民間事業者が分からない、知らない事業者から連絡が来ることに対して抵抗がある空き家所有者への対応として、空き家所有者情報の提供について同意を取得する際、「①情報の提供」か「②空き家利活用相談に対応してくれる民間事業者リストの提供」のどちらかを選ぶことができるようにしている。②の選択肢があることによって、自分の個人情報が漏れるのは嫌だが、空き家の利活用は行いたいという者のニーズに合致すると思われる。なお、空き家所有者に提供する民間事業者リストは、所有者情報の提供先として連携している各民間事業者団体が民間事業者に募集をかけて取りまとめたものである。

また、<u>空き家所有者に情報提供の意向を確認する際</u>には、単にその意向を確認するだけではなく、<u>市町村における空き家対策について理解を得るとともに、空き家所有者の利活用の意向を高めるための意識啓発を行うことが重要</u>である。そのためには、趣旨について十分理解してもらえるよう制度の概要を紹介するとと

もに、市町村の空き家対策の取組や助成制度等を紹介する等の情報提供を行うことが有用であると考えられるため、次章では空き家所有者に対する情報提供について取り上げることとする。

4 空き家所有者情報の提供及びその仕組みづくり(民間事業者等との連携方法) 空き家所有者情報の提供先については、各市町村の取組の目的に応じて選定す ることが必要である。その際、空き家の利活用という観点からは、空き家の売却 や賃貸、リフォーム、解体等の様々な方法が考えられるが、この他にも相続登記 の問題、境界の問題等の併せて対応する必要がある問題も考えられる。このよう な取組の目的に応じて、空き家所有者情報の提供先を検討することが適当と考え られる。

また、空き家所有者の様々な意向に応じることができるよう、複数分野の情報 提供先を用意したり、同一分野であっても複数の民間事業者等の情報提供先を用 意することで、空き家所有者が複数の民間事業者等と接触したり、民間事業者等 を選択することができるようになる。

民間事業者等との連携方法としては、大きく分ければ、

- ① 市町村に登録等している民間事業者等に直接情報を提供する場合
- ② 市町村と連携している<u>民間事業者団体等を通じて民間事業者等に情報を</u> 提供する場合
- の2類型が考えられる。

以下では、両類型について留意点を記載していくが、どちらの類型による場合であっても、空き家所有者に安心して同意してもらえるよう、

- ・ 市町村が積極的に関与した仕組みとすることが望ましいこと
- ・ <u>空き家所有者とのトラブル防止に配慮</u>したものとすることが重要である とともに、<u>単なる事業者支援との誤解を招かない</u>ようにすること

といった視点に留意しつつ、地域の実情に応じた仕組みとしていく必要がある。 なお、空き家所有者情報の提供に関し、既存の仕組みがある市町村においては、 これを必要に応じて修正、活用していくことが効率的・効果的と考えられる。

#### 【コラム】空き家所有者とのトラブルの例・トラブル対策例

空き家所有者とのトラブルとしては、

- ① 情報提供を受けた<u>複数の民間事業者等が所有者に同時に接触することで所有</u>者が混乱する
- ② 情報の提供を行ったが民間事業者等から連絡が来ない
- ③ 空き家所有者と相談対応民間事業者等との間で折り合いがつかない
- ④ 提供を受けた民間事業者に対して、<u>空き家所有者からの相談対応の範囲が不明</u>確な場合、民間事業者に負担がかかる

といったことが想定される。①、②については、情報提供の同意書における留意 事項として明記するとともに、空き家所有者に対して丁寧に説明することで対応す る方法が考えられる。(群馬県太田市の同意書様式(第5章参考資料(6)を参照)。

①については、情報提供に同意しない所有者に対し、所有者から連絡可能な民間事業者のリストをあらかじめ作成し、相談対応可能な民間事業者等の情報を提供するといった方法が考えられる。また、②については、同意取得の段階で一定期間民間事業者からの連絡がなかった場合には空き家バンクへ掲載する、一定期間経過後に行政から改めて活用意向について相談対応を希望するといったように代替案まで含めた同意取得を行うといったことが考えられる。

③については、所有者から苦情を受けた民間事業者に対しては以後所有者情報の提供を行わないといった罰則規定をあらかじめ協定書に記載しておく必要がある。また、三重県伊賀市では、所有者と民間事業者との間でトラブルが発生した場合にスムーズに対応するため、所有者情報を提供する民間事業者を登録輪番制とし所有者から苦情が入った場合には速やかに次の民間事業者が対応できるようにしておくという方法を取っている。

④については、民間事業者側の負担にならないよう、各専門分野の団体が対応する相談の範囲や程度、役割分担について、情報提供の仕組みを構築する段階で可能な限り取り決めを行い、所有者の意向や状況に応じて各専門分野の民間事業者を紹介するといったことが考えられる。神奈川県厚木市では、平成28年度情報提供の取組を試行実施した際、提供を受けた不動産事業者が当該空き家の近隣住民から苦情を受けて、本来の情報提供の目的である売買以外に、空き家の管理を担当していた事例がある。

#### (1) 市町村に登録等をしている民間事業者等に直接情報提供する場合

民間事業者等との連携方法として、<u>市町村の空き家担当部局が、地域の空き</u>家対策に協力する宅地建物取引士等の民間事業者等を登録等した上で、その登録等を行った事業者(以下「登録等事業者」という。)に空き家所有者情報を提供して、当該登録等事業者から所有者に連絡を取る方法が考えられる。こうした仕組みは、情報の提供先が市町村に登録されている民間事業者等であることから、比較的所有者の同意を得やすいのではないかと考えられる。

こうした仕組みとする場合には、例えば、以下のような点に留意することが 望ましいと考えられる。

#### (枠組み)

・ 取組に当たっては、あらかじめ実施要領等により制度として定め、公開して おくこと

#### (トラブル防止)

- ・ 制度には、目的、登録等事業者の役割や要件のみならず、個人情報の取扱いに関する規定やふさわしくない行為を行った場合の登録等の取消しに関する規定を定めておくなど、制度上トラブル防止に配慮したものとすること
- ・ 登録等事業者に対しては、研修等により、個人情報保護制度等に関する 知識・理解を深めるよう努めること

#### 【コラム】事業者への研修の実施

情報提供先として選定された民間事業者については、情報提供の仕組み、個人情報の取扱いや空き家相談対応を行う場合の留意点等について一定の研修を行うことで、空き家所有者とのトラブル回避につながると思われる。

京都府京都市が実施している「京都市地域の空き家相談員」制度では、一定の業務経験を満たす宅地建物取引士に市が研修を行った上で相談員として登録を行っており、東京都青梅市でも、情報提供先の事業者となる条件として、市が連携している事業者団体の所属であり、かつ特措法や個人情報の取扱い、空き家所有者への対応等に関する研修を受講することを必須としている。

#### (苦情対応)

・ 相談窓口を設けるなど、空き家所有者から苦情等があった場合の対応をあ らかじめ明確化しておくこと

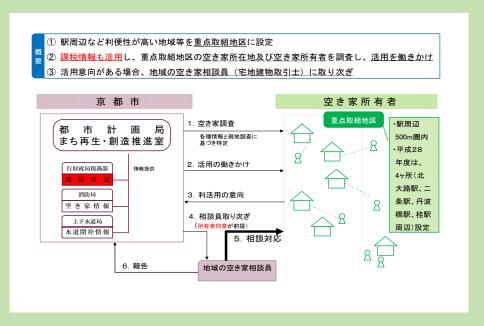
#### (提供する事業者の選定)

・ 登録等事業者のうち、誰に、どのような方法で情報提供するかについては、空き家所有者の活用方法等の意向(賃貸か売却か等)や空き家の所在地、事業者間の公平性を踏まえつつ、適切に行うこと

#### 【事例】民間事業者等に対する情報提供体制①:京都府京都市

京都市では、一定の業務経験を満たす宅地建物取引士に市が研修を行い、空き家

所のか無る域談登※る5治ので京空」す設を平末登度では、10分割で京空」す設は、10分割でです。1分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割



年度より、市が空き家所有者に対し能動的に働きかけることにより空き家の活用・ 流通を加速させる取組を行っている。

※ 「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」。なお、相談後に、賃貸や売却、 空き家の仲介等を依頼する場合は、通常の不動産取引に応じた料金が発生。

#### - 取組の詳細

#### STEP.1 重点取組地区の選定

「空き家等の需要が高いと考えられるターミナル機能を有する駅周辺」、「一戸建て、長屋建ての家屋の割合が高い地域」、「水道閉栓情報等による空き家候補数が多い地域」といった観点から、空き家の利活用の働きかけを市が直接行う重点取組地区を設定する。

#### STEP.2 空き家等の調査

重点取組地区において、空き家等の所在地・所有者の調査を行う。その際、空き家等の登記情報や特措法に基づく課税情報等を活用し、所有者情報(氏名、住所等)を収集する。なお、調査が円滑に進むよう、あらかじめ重点取組地区の自治組織の役員に、事業概要、対象地域、調査日程等を説明し、自治組織の役員等より、必要に応じて住民へ周知してもらう。

#### STEP.3 所有者への働きかけ調査

調査で把握した空き家所有者へアンケートを送付し、空き家等の利用状況、 活用意向、困っていること等を記載してもらう。その際、後日ヒアリング調査 に協力してもらえる場合には、電話番号等の連絡先も記載してもらう。

連絡先の記載があった所有者等には電話をかけ、市の「空き家相談員」制度や改修補助等の助成制度を伝えつつ、空き家等の活用を働きかける。

#### STEP.4 「空き家相談員」への取り次ぎ

空き家等の活用意向があり、「空き家相談員」への取り次ぎに同意が得られた場合、取り次ぎを行う。

「空き家相談員」に対して空き家が所在する小学校区、構造、所有者の意向等の概要を示して希望者を募り、抽選等により取り次ぐ相談員を選定する。

選定された「空き家相談員」には、所有者情報(氏名、住所)、物件情報(空き家等の所在地、状態(写真)等)のほか、所有者の活用意向、困っていること等の情報を取り次ぐ。

選定された「空き家相談員」は、所有者へ連絡して、空き家等の活用について提案する等、対応を行う。

# (2)市町村と連携している民間事業者団体を通じて民間事業者等に情報提供する 場合

市町村が個々の民間事業者等に対してそれぞれ情報提供することは市町村の業務負担が大きいため、市町村から地域の空き家対策に協力する民間事業者団体等に対して情報提供を行い、当該事業者団体において、空き家所有者の意向や、空き家の所在地といった地域性等も踏まえて団体の会員の中からふさわしい事業者に提供する仕組みが考えられる。

こうした仕組みとする場合は、例えば、以下のような点に留意することが望ましいと考えられる。

#### (枠組み)

・ 市町村と民間事業者団体間で、地域における空き家対策に関する連携の 「協定」等を締結し、これを公開しておくこと

#### 【コラム】各種団体との協定締結における留意点

各種団体との協定締結の際は、関係者間において、それぞれの業務内容、罰則、 その他の取決め等について可能な限り明示しておくことが望ましい。特に、個人 情報の取扱いについては、必要に応じて、協定書とは別に誓約書や覚書を取り交 わすといった方法も有効であると思われる。

東京都青梅市では、所有者情報の提供先である不動産事業者団体との協定において、所有者に接触する民間事業者は不動産事業者団体が指名すること、具体的な相談については民間事業者団体及び指名された民間事業者が行うことを明記している。また、民間事業者団体及び民間事業者が守るべき個人情報の取扱方法や罰則について協定書とは別に覚書を取り交わしている。

奈良県生駒市では、平成30年度以降、所有者情報の提供に本格的に取り組むた

めの準備として、平成29年度、 情報提供先となる、民間事業 者団体から組織されるプラットホームの組成とプラットホームの組成とプラットホーム及び取組に参加し所有者 の相談対応に当たる事業者 (以下、登録事業者という)へ の情報提供の仕組みづくり及 び試行に取り組んでいる。仕 組みの構築に当たっては、ト



<生駒市で構築されたプラットホームのイメージ> (出典): 平成29年度「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」報告書(奈良県生駒市)

ラブルを可能な限り回避するため、プラットホームを構成する民間事業者8団体と包括協定を締結、各団体と個別協定を締結し、更に所有者の連絡先等の重要性の高い所有者情報を登録事業者へ提供する際には、その都度、登録事業者は市に対して秘密保持に関する誓約書を提出することを想定している。

#### (提供する事業者の選定)

・ 民間事業者団体の中で、提供される民間事業者をどのように選定するのか、事業者から空き家所有者への接触はどのような方法で行われるのかなどの具体的な運用の流れについて、市町村と民間事業者団体間で取り決めておくことが望ましいこと

#### (苦情対応)

・ 相談窓口を設けるなど、空き家所有者から苦情等があった場合の対応について、市町村と民間事業者団体間で取り決めておくことが望ましいこと

#### (トラブル防止)

- ・ 協定等には、目的、業務の内容のほか、個人情報の取扱いに関する規定 (秘密の保持)を定めておくこと
- ・ 秘密の保持に違反する等の問題があった場合の対応について、例えば、当 該事業者には情報提供を行わないなど、市町村と民間事業者団体間で取り決 めておくことが望ましいこと
- ・ 市町村と民間事業者団体間で、地域における空き家対策に関する連携の 「協定」等を締結し、これを公開しておくこと

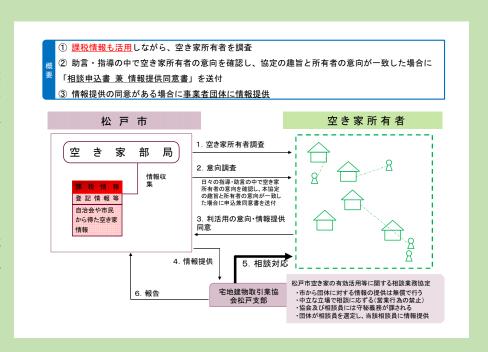
#### 【コラム】業務負担の軽減に係る工夫

各市町村では、空き家利活用に関する取組全般についての担当職員が十分に確保できない点が課題の一つとして挙げられている。

したがって、仕組みの構築の際には、構築した仕組みが継続的に機能するため、各プロセスにおいて可能な限り担当職員の業務負担を軽減する工夫が必要となる。 <u>群馬県太田市</u>では、担当職員が1名であることから、行政の役割を、空き家所 有者への情報提供の同意取得と民間事業者団体への提供のみとし、民間事業者団 体から加盟民間事業者への所有者情報の提供とその後の所有者と民間事業者との やり取りには(空き家所有者から連絡があった場合を除き)関与しないとして、 民間事業者団体と役割分担を明確にしている。更に、所有者の活用意向のパター ンに応じて情報提供先の民間事業者団体をあらかじめ決めておくことで、業務負 担の軽減を図っている。

また、<u>和歌山県橋本市</u>でも空き家所有者に対し相談窓口として協定締結団体を案内しているが、相談件数が増加せず、また担当職員が1名で別の業務を兼任していることから、できる限り業務負担を少なくし、かつ、空き家相談窓口を通じた利活用を促進するための方法として、行政から空き家所有者に対し相談窓口の利用申込書(所有者情報の相談窓口への情報提供の同意を兼ねる)を発送、回収し、同意が得られたものについて相談窓口に転送し、窓口から空き家所有者に対して直接連絡がいく仕組みをつくることで、利活用の促進を図っている。

#### 【事例】民間事業者等に対する情報提供体制②:千葉県松戸市



#### - 取組の詳細

#### STEP. 1 空き家の調査・所有者への働きかけ

課税情報も活用しながら、空き家実態調査を実施。空き家所有者に対する助 言・指導の中で空き家所有者の意向を確認し、協定の趣旨と所有者の意向が一 致した場合に相談申込書兼情報提供同意書を送付。

#### STEP.2 空き家所有者から市へ同意書の提出

同意書の送付はFAXや郵便、持参で受け付けている。同意書には、住所・氏名・連絡先に加えて、空き家の詳細や、どのような方法で管理・処分を希望するかを記載してもらう。

#### STEP.3 市から民間事業者団体への情報提供

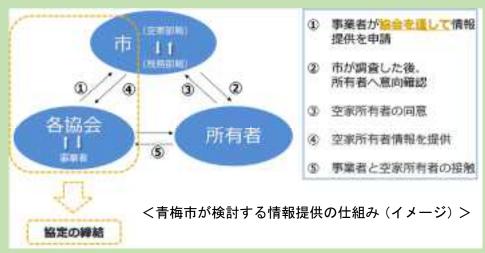
市は、所有者から得た同意書をFAXにて事業者団体へ提供する。

## STEP. 4 民間事業者団体から個別の相談員へ情報提供、相談員が空き家所有者へ 連絡

民間事業者団体は、会員の中から相談員を選定して情報提供し、相談員が空き家所有者へ連絡する。

#### 【事例】民間事業者等に対する情報提供体制③:東京都青梅市

青な年産体利的有提るを梅平に、業空用し情に務結で29動団家目所のす定。



民間事業者との新たな連携方法として、不動産事業者団体を通して、不動産事業者から空き家の所有者情報提供の申請を受け、市が申請を受けた空き家の所有者を調査し、情報提供について所有者から同意取得を行い、同意取得できた情報を申請があった不動産事業者に提供する取組を試行した。

#### (3) その他の工夫

さらに、空き家対策を効果的・効率的に進める観点から、<u>例えば、中心市街地</u> や郊外の団地等市町村の優先度の高い地区を「重点地区」として設定して集中的 に取り組むことも考えられる。

#### 【事例】重点地区を設定した取組:和歌山県和歌山市

和歌山市は、市街地の拡大や人口減少が進み、中心市街地で空き店舗・空き家や駐車場等の遊休不動産が増加したことから、コンパクトなまちづくりを目指した様々な取組を進めており、特に、和歌山市の中心部において、民間自立型のまちづくり会社が、遊休不動産や公共空間のリノベーションを図ることで、まちに雇用と産業を生み出し、エリアの魅力を高める「リノベーションによるまちづくり」に取り組んでいる。



市では、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手育成を計るための短期集中合宿「リノベーションスクール」の開催や、民間主導によるリノベーション事業の実施等により、まちなかの空き店舗等を再生したゲストハウスやレストラン、カフェ等の開業が続いており、それに伴って、新たな店舗開業やイベントの開催など、まちなかでの新たなにぎわいも生まれている。

一方、増加する空き家対策については、市ではこれまでも空き家の実態把握や活用を促進するための取組を進めてきたが、平成29年度には、リノベーションによるまちづくりと連携した取組を進めるため、市街地中心部を重点地区として、空き家の利活用の意向や、所有者情報の民間事業者等への提供に関する同意の取得を行った。本調査により同意を得た空き家所有者情報については、「リノベーションによるまちづくり」推進のため市と協定締結している民間のまちづくり会社に提供することとしており、今後、まちづくり会社がこれら空き家も含めて、まちなかの遊休不動産や公共空間のリノベーションを図っていくこととしている。

<br/><before> <after>

空き店舗







また、東京都青梅市では、市が商工会議所や民間事業者と連携して空き家対策に取り組んでいる。

#### 【事例】民間事業者等との連携した取組事例:東京都青梅市

青梅市では、不動産事業者団体と連携して空き家バンク事業に取り組んでいる。 また、空き家活用をより一層効果的に進めるため、不動産事業者団体と青梅商工 会議所が連携する空き家の紹介事業にも乗り出した。

青梅商工会議所は、現在青梅市が進める青梅市中心市街地活性化事業を実施している株式会社まちつくり青梅にPRを依頼し、空き店舗事業に併せたアキヤ不動産事業が展開されている。

アキヤ不動産とは、売買の動きの滞っている空き家物件について、まちつくり 青梅が青梅駅前に物件情報を紹介するギャラリーの設置、空き家見学会等の実 施、SNSによる情報発信等を行っているものである。



### 第4章 空き家所有者に対する情報提供・啓発活動

#### (ポイント)

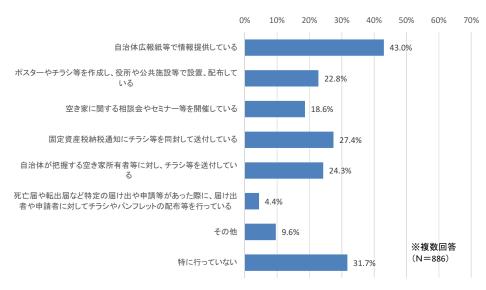
- ・ 各市町村では、所有者に対する情報提供の呼びかけについて様々な工夫を進めている。(例. アンケートを通じて空き家の活用意向・準備状況を認識してもらう、空き家所有者に見積書を送付する等)
- ・ 空き家発生を抑制するために成年後見制度、民事信託等について地域住民に対して問知を図っていくことも重要である。

#### 1 空き家所有者情報提供の同意取得促進の取組

空き家所有者情報の提供を促進するためには、提供の仕組みの構築と併せて、空き家所有者自身の空き家に対する問題認識及び流通や利活用に対する意識を高めていくための情報提供等の働きかけが必要となる。

空き家所有者等への空き家関連情報提供の手段として最も多いのは「自治体広報 紙等での情報提供」となっており、次いで「固定資産税納税通知にチラシ等を同封 して送付」となっている。

また、「死亡届や転出届など特定の届け出や申請等があった際にチラシやパンフレットの配布等を行っている」など、市町村によっては空き家となる可能性の高い物件に対して物件所有者やその関係者に直接情報提供をしているケースもみられる。



<空き家所有者等への空き家関連情報提供状況>

(出典): 空き家所有者情報の外部提供の実施状況等に関するアンケート (国土交通省)

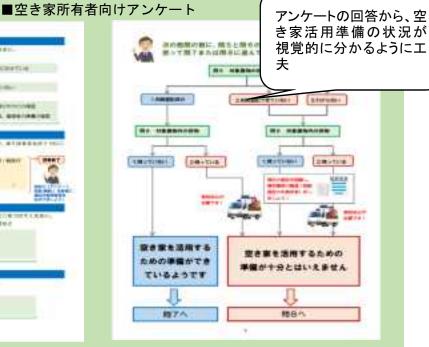
#### 【事例】チラシの配布による情報提供:愛媛県八幡浜市

八幡浜市では、平成28年度より、市民課、税務課が連携し、市民課で死亡届提出時に渡している関連手続一覧と併せて空き家の適正管理を促すチラシを渡している。また、税務課との連携により固定資産税納税通知にも同様のチラシを同封している。空き家所有者の可能性が高い住民等に対して積極的に情報発信を行ったことで、平成28年度は60件程度だった空き家相談件数が平成29年度は116件にまで増加した。

福岡県田川郡川崎町では、町内にある空き家の所有者に対し、空き家利活用を促すため、平成29年度に活用意向アンケートを兼ねた情報発信を行っている。

#### 【事例】アンケート調査の実施にあわせた情報提供:福岡県田川郡川崎町

川崎町では、アンケートへの回答を通じて、活用意向を把握するとともに、所有者自身が所有する空き家の活用準備状況(相続登記、残置物の整理)が視覚的に分かるようになっている。また、アンケート設問に対応する空き家関連情報を別紙として添付することで、回答者(空き家所有者)の手元に情報が残るよう工夫している。



アンケート用紙については、セミナーやワークショップでのツールとして利用 するといったことも考えられる。

#### ■空き家所有者向けアンケート別紙





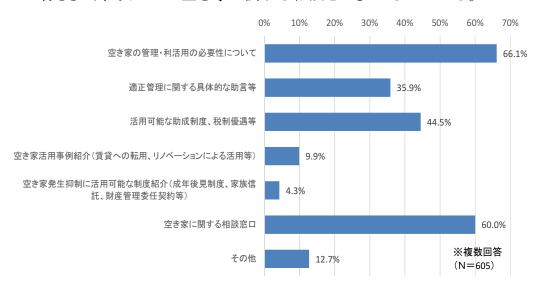
また、町民への情報提供の一環として、空き家にしないための準備や利用可能 な制度、適切な管理や活用についての情報と相談先一覧を掲載したパンフレット (「空き家活用応援ガイドブック」)を作成し、全戸配布している。

#### ■全戸配布したパンフレット (一部)





提供している空き家関連情報の種類としては、「空き家の管理・利活用の必要性」 が最も多く、次いで「空き家に関する相談窓口」となっている。



<空き家所有者等へ提供している情報の種類>

(出典): 空き家所有者情報の外部提供の実施状況等に関するアンケート(国土交通省)

以下では、空き家所有者情報の提供の取組を実施し、その推進のために空き家所 有者へ積極的に情報発信を行っている市町村の事例を紹介する。

#### 【事例】空き家所有者に対する個別の情報提供:群馬県太田市

太田市では、平成28年度末から、主に適正管理に関する助言や情報提供の対象となる空き家の所有者等に対し、助言通知等と合わせて行政が協定を締結している民間事業者団体への情報提供の取組を実施している。(制度概要は太田市HP「空き家に関する相談窓口のご案内」を参照。)

平成 28 年度の情報提供件数は 3 件であり、平成 29 年度も引き続き空き家所有者等に対し情報提供を呼び掛けているが、特に、管理不全な空き家の所有者等からの反応が芳しくないことが課題となっていた。

この原因として、同市は「空き家所有者等が自主的に利活用を考える契機がない」、「(特に市外在住の所有者等の場合) どの不動産事業者に頼んでよいか分からない」の2点に着目し、平成29年度より、管理不全な空き家の所有者等を対象に、情報提供の意向確認に先立ち、所有する空き家の悩み(主に、売却価格、解体費用といった空き家の利活用等に係る金銭面)についてのアンケート調査を行い、回答者に対して、協定締結団体と協力して悩みについての回答書や金銭の見積書を作成、返送する取組を行っている。

#### ■取組の概要 (イメージ)

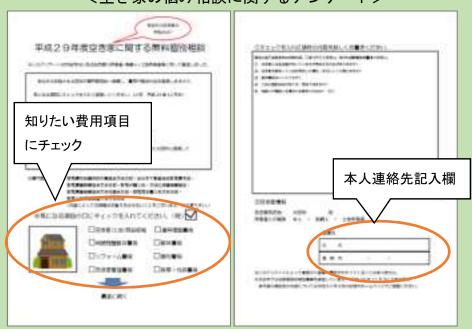


#### ■取組の詳細

#### ① 空き家所有者等へのアンケート送付

太田市が助言通知をしており応答がない空き家所有者を中心に、固定資産税情報や相続人の有無を改めて確認し、相続人を含む空き家所有者等を対象に「空き家の悩み相談」に関するアンケートを送付

#### <空き家の悩み相談に関するアンケート>



#### ② 回答者の所有する空き家の「空き家に関する情報」様式作成

アンケート回答のあった空き家について、市の資産税課や法務局の調査を行い、当該空き家情報(所在地、空き家の状況、相談内容)を整理。

#### ③ 民間事業者団体へ「空き家に関する情報」に基づく回答書作成依頼

作成した「空き家に関する情報」を、記載された相談内容に応じて太田市が各 民間事業者団体に送り、相談内容に関する回答書(費用については見積書)の作

#### 成を依頼

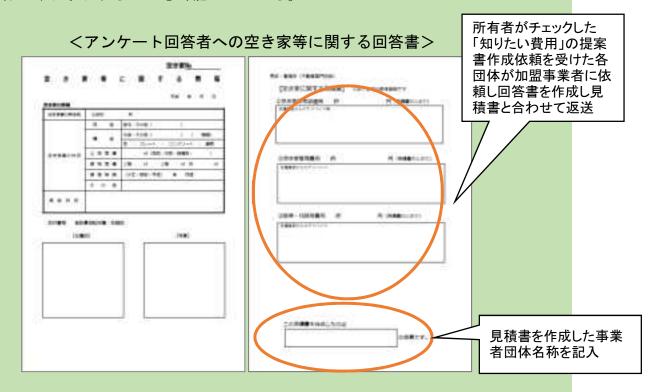
※ 民間事業者団体への依頼に当たり、太田市からは建物情報から所有者情報 を追跡して直接接触することを避ける旨を取り決め。また、各民間事業者へ の回答書依頼件数は太田市が任意に振り分け。

#### ④ 民間事業者団体による回答書作成

太田市から受領した「空き家に関する情報」をもとに、各民間事業者団体が回答書と見積書を作成し市に返送。

#### ⑤ アンケート回答者への回答書送付

民間事業者団体から受け取った回答書・見積書を、太田市からアンケート回答者(空き家所有者等)に返送。併せて空き家所有者等に対し民間事業者等への情報提供を促す回答書には、作成した民間事業者団体名を入れるほか、民間事業者名が入った見積書原本を添付することで、空き家所有者等が直接民間事業者とやり取りすることも可能としている。



太田市では、費用に関するアンケート実施の結果、助言通知を送付して反応がなかった所有者等が連絡先を記入して回答してきたことで、市が直接所有者に接触する機会をつくることができた。

また、アンケート回答者に返送する回答書の作成を民間事業者団体に依頼したことで、これまで空き家対策の中で具体的にどのようなことができるか明確でなかった民間事業者団体から、専門分野の民間事業者としてどのような協力ができるかが明確になったという声があった。

さらに、太田市のアンケートでは、空き家所有者本人のほか、空き家と空き地の所有者が異なる場合は空き地所有者や、相続人等も対象に実施したことから、所有者本人以外に回答書・見積書を返送することで、当該空き家の利活用等について話し合いの場をつくるきっかけとなっている。

#### 【コラム】相談会の実施

空き家所有者情報の提供を促進するためには、空き家所有者本人と直接接触し、仕組みを案内することも有効である。

<u>神奈川県厚木市</u>や、<u>和歌山県橋本市</u>では、空き家所有者に対し、空き家所有者情報の提供についての周知と併せて、空き家相談会を案内している。また、相談会の際、 提供の仕組みを案内することで、その場で同意取得したケースもある。

#### 2 空き家発生抑制のための情報提供・啓発活動

空き家対策において、空き家の発生を抑制することが欠かせないが、このためには<u>空き家所有者が生前、判断能力のあるうちから、保有する物件の相続手続や</u>空き家の適正管理を行い、活用意向を明確にしておくことが重要である。

ここでは、空き家発生予防の取組として、<u>空き家所有者が活用可能な制度とその仕組み</u>を整理するとともに、<u>空き家の適正管理や利活用を促す取組事例</u>を紹介する。

#### (1) 成年後見制度

成年後見制度は、民法で定められた「法定後見制度」と任意後見契約に関する法律で定められた「任意後見制度」があり、法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて更に3類型に分かれる。

#### ① 法定後見制度

法定後見制度では、対象者の判断能力の程度に応じて、後見類型、保佐類型、補助類型の3種類に分かれる。法定後見制度を利用するには、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官などが家庭裁判所に対し申立てを行う必要がある。

家庭裁判所が法定後見の開始の審判をするとき、本人(利用制度に応じて、 成年被後見人、被保佐人、被補助人と呼ぶ。)の後見事務等を行う成年後見人 等(利用制度に応じて、成年後見人、保佐人、補助人と呼ぶ。)を選任する。

必ずしも本人の親族や関係者が成年後見人等に選任されるとは限らない。 選任された成年後見人は、本人の財産目録を作成し、家庭裁判所に提出する。 家庭裁判所は、成年後見人に対して、必要に応じて後見事務についての報告 を求める。法定後見制度は、対象者の死亡等の事由により終了する。 成年後見人、保佐人、補助人の役割はそれぞれ異なる。(以下の図を参照。)

	建甲磺基	24	Hi in	
対象者	判断能力が欠けているのが適 常の状態の方	判断能力が著しく不十分 な方	判断能力が不十分な方	
申立てをすることがで きる人	本人、配偶者、四親等内の親 市町村長(注2)	k、検察官など		
成年後見人等(成年後 見人・保佐人・補助 人)の同意が必要な行 為	×	民法13条1項所定の行 為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁 利所が審判で定める「特 定の法律行為」(民法13 条1項所定の行為の一 部)(注1)(注3)(注5)	
取消しが可能な行為	目常生活に関する行為以外の 行為	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)	
成年後見人等に与えら れる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行 為	申立ての範囲内で家庭裁判 所が審判で定める「特定の 法律行為」(注1)	同左(注1)	
制度を利用した場合の資 各などの制限	医師、税理士等の資格や会社 役員、公務員等の地位を失う など(注6)	医師。税理士等の資格や会 社役員。公務員等の地位を 失うなど	=	

- (注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になる。補助開始の審判 や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じである。
- (注2) 市町村長が申立てをすることができることは、民法上に規定はなく、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に規定がある。
- (注3) 民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。
- (注 4) 家庭裁判所の審判により、民法第 13 条第 1 項所定の行為以外についても、同意権・取消権の対象範囲とすることができる。
- (注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。
- (注6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなっている。
- (出典) : 法務省 HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a20

#### ② 任意後見制度

対象者本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、自己の判断能力が不十分な状況における後見事務の内容及び後見をする人(任意後見人)を、自ら事前の契約によって決めておく制度である。家庭裁判所は、本人の判断能力が不十分な状況にあると認めるときは、任意後見人に不適任な事由がある場合等を除き、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を発生させることとなる。また、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって締結することが必要であり、任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人から登記所への嘱託により、任意後見契約の登記がされる。

本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意 後見監督人選任の申立てを行い、家庭裁判所が、任意後見監督人の選任の審 判をすることで、任意後見契約の効力が発生し、任意後見人は、本人から委 託された事務について代理権を行使することができるようになる。

法定後見制度と異なり、対象者が判断能力のあるうちに、自身が希望する 財産の管理に関する後見事務の内容(例えば、自身が所有する空き家の活用 方法など)及び後見をする人(任意後見人)を契約で指定することができるなどのメリットがある。

任意後見人に認められているのは任意後見契約で定められた代理権のみであり、成年後見人のような同意権や取消権は認められていない。

そのため、例えば本人の判断能力が低下した後に、当該本人が必要のない高額なリフォーム契約を結んだ場合、任意後見人はその契約を取り消すことができない。法定後見制度と同様、本人の死亡等により任意後見契約は終了となる。

#### (2) 民事信託

任意後見契約と同じく、空き家所有者本人の判断能力があるうちに活用可能な仕組みとして、近年注目されているのが、民事信託である。

信託とは、委託者が受託者と信託契約を締結し、受託者は、信託契約で定められた目的に従い、受託者が保有する財産の管理・運用・処分を実施し、これによって得られた利益は、信託契約で定められた受益者が受け取る一連の行為であり、信託法によって規定が定められている。信託の中でも信託業法に基づき、信託銀行等が信託報酬を得て行うものを商事信託という。民事信託では、商事信託とは異なり、信頼できる家族や非営利法人等が無報酬で受託者となることが一般的である(信託契約の中で報酬の授受について定めることは可能である。)。

信託契約は、委託者、受託者の契約締結により効力を生ずる。任意後見契約と異なり、公正証書にする必要はないが、将来的な紛争等を防ぐためには、公的機関が作成に関与することが望ましい。そのほか、信託口座の開設、信託財産として不動産が設定される場合には、所有権移転及び信託の登記手続を行う必要がある。

空き家活用における民事信託の最大の特徴は、信託財産の管理・運用・処分を信託目的に従い行う点である、そのため、信託目的の設定の仕方によっては、空き家所有者(委託者)の死亡にかかわらず、空き家の管理・運用・処分の継続が可能となる。

また、信託契約では、委託者と受益者を同一人物にする(自益信託)ことも可能であるが、例えば、親が委託者兼受益者、息子が受託者となり、息子が親の生前から自宅の管理・運用を開始したとしても生前贈与や売却には当たらない。

信託契約書の作成に当たっては「信託目的」の設定が最も重要となる。例えば、受託者、受益者を家族や親族にする場合には、委託者も含め関係者が保有不動産の管理、運用、処分に対してどのように考えているかを把握した上で信託契約書を作成しなければ信託契約が有効に機能しない恐れもあることから、専門家のアドバイスを受けることが望ましい。

#### (3) 財産管理委任契約

民法上の委任契約に基づき、自身の財産の管理やその他の生活上の事務の全部又は一部について、代理権を与える人を選び具体的な管理内容を決めて委任するもので、任意代理契約とも呼ばれる。

裁判所等への申立て等の必要はなく、当事者間で合意すれば効力が発生する。 当事者の一方が死亡した時点で原則契約終了となる(ただし、死後事務を委任 する場合は委任者が死亡しても契約は終了しない。)。

#### (4) 各制度の比較

空き家所有者の状況に応じて、利用可能な各制度、仕組みを整理すると以下のとおりである。

法定後見制度では、本人の判断能力低下後に家庭裁判所に対する申立てが行われ、後見等の開始の審判がされ、成年後見人等が選任される。

任意後見契約は、本人に判断能力があるうちに契約を締結する必要があり、 本人の判断能力低下後に、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者 が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が、任意後見監督人の選任の審判を することで、任意後見契約の効力が発生する。

法定後見制度、任意後見契約は、いずれも本人の死亡と同時に終了する。

財産管理委任契約と民事信託は、本人の判断により契約が可能であるが、財産管理委任契約は本人の死亡と同時に契約が終了となる。一方、民事信託は信託目的の設定の仕方次第で、本人死亡後も信託契約の効果が継続する。

成年後見制度と民事信託のメリットとデメリットを整理すると以下のようになる。

成年後見制度では、成年後見人が身上保護事務を行うことから、空き家所有者本人の住み替えや施設入居等の契約手続を行うことができる(任意後見人・保佐人・補助人に、任意後見契約の委任者・被保佐人・被補助人の身上保護事務について個別に代理権が付与されているときは同様に契約手続を行うことができる。)が、成年被後見人(空き家所有者)の死亡後の財産管理は原則として相続人に継承される(相続人が相続財産を管理することができるに至るまでは、成年後見人は、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為等を引き続き行う。)。

民事信託では、信託目的が必ずしも空き家所有者と紐付いている必要はなく、 所有者の死亡後も信託目的に沿った財産の管理運用処分が可能であり、空き家 発生抑制のための手段としては効果が高い。一方、受託者に身上保護事務に関 する代理権はないことから、空き家所有者本人の住み替えや施設入居等の契約 手続の代理といった行為は行うことができない。

各制度、仕組みの活用に当たっては、活用可能条件や効果の違い、効力が発生するタイミング等、空き家所有者の意向を踏まえ、必要に応じて複数の制

度、仕組みの併用も検討する必要がある。

	法定使克制度	在金铁豆鲜出	<b>反準信託</b>
自身が所有する空 き家の活用意向	<ul> <li>本人の判断能力低下後に 申立て。</li> <li>△本人の意向を反映することは困難。</li> <li>△本人の死亡後は後見事務が終了となり相続人に委ねられる。</li> </ul>	<ul> <li>・本人の判断能力があるうちに対応が可能。</li> <li>○本人の意向を反映できる。</li> <li>△本人の死亡後は後見事務が終了となり相続人に委ねられる。</li> </ul>	・本人の判断能力があるうち に対応が可能。 〇本人の意向を反映できる。 〇本人が死亡後も本人の意向 に基づいた信託行為が可能。
身上保護事務	〇後見人には身上保護事務 に関する代理権がある。	〇後見人には身上保護事務 に関する代理権がある。	△受託者には身上保護事務に 関する代理権はないので、本 人が住み替えや施設入居等の 際の契約手続等を代理で行え ない。
空き家発生抑制※	△所有者(被相続人)の死 亡により後見事務が終了 となるため、相続人に委 ねられる。	△所有者(被相続人)の死 亡により後見事務が終了 となるため、相続人に委 ねられる。	O所有者が死亡後の住宅の管理・運営を行うことができ、 空き家となることを抑制できる。

※高齢者が所有・居住する住宅について、その高齢者が死亡後に空き家となることを未然に抑制できる効果

#### (5) 制度紹介の提供事例

成年後見制度や民事信託は、公的機関への申立てや届出など手続が煩雑であり、制度、仕組みの活用相談や契約書作成等に当たっては専門家のアドバイスを受けることが有用であると思われる。

#### 【事例】民事信託等に関する情報提供:福岡県青年司法書士協議会

福岡県青年司法書士協議会は、平成 29 年度の先駆的空き家対策モデル事業において、空き家発生を予防するため、不動産所有者の判断能力喪失後及び死亡後も不動産の管理・処分を継続して行うことができるよう、民事信託の普及啓発活動を行った。具体的には、民事信託についてのチラシ作成を行い、これらのチラシを福岡県内の全市町村に配布するとともに、住民からの相談対応、市町村等から依頼のあった場合のセミナー講師の派遣等により、空き家発生予防と民事信託に関する情報提供を実施した。





#### 【事例】民事信託に関するセミナー開催:富山県高岡市

高岡市では、平成24年12月から、市と不動産事業者、建築士、司法書士等の事業者団体等からなる「高岡市空き家活用推進協議会」を組織し、空き家所有者向けの相談窓口や住民向けの意識啓発等の活動等に取り組んでいる。

平成 29 年度は、市民向けの空き家問題啓発の一環で、「民事信託を活用した空き家対策」として、民事信託の仕組み、空き家対策に活用することの効果とともに、空き家対策に民事信託を活用するに当たっての課題等についてのセミナーを実施した。セミナー参加者からは、活用のための具体的な手続や相談先についての質問等があった。

不動産業者の皆様へ

# 「かなざわ空き家活用バンク」の登録をお願いします

# www.kanazawa-sumai.net/saisei/



# バンクの概要

- 査 空き家や中古分譲マンションの空き住戸、空き地を売買・賃貸で活用するための情報サイトです。
- ★ メールで登録手続きが簡単にでき、掲載は無料です。
- ★ 掲載物件の契約率は約95%です。
- ★ 市の基準に適合した2区画以上の宅地整備・住宅建築を行う場合、空き地の売り主に対し助成する制度があります(下記⑤が対象)。

	空き家	中古分譲マンション	空き地
対象区域	まちなか区域、郊外(市街化区域)		まちなか区域
主な 掲載条件	・昭和26年以降の建築	・昭和56年6月1日以降に確 認済証が交付されたもの ・住戸面積50㎡以上	•500㎡未満
補助制度	①わがまち金沢まちなか空き家 リフォーム費補助金 ②ようこそ金沢空き家リフォーム 費補助金	③わがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金 ④ようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金	⑤まちなか空き地 活用促進奨励金

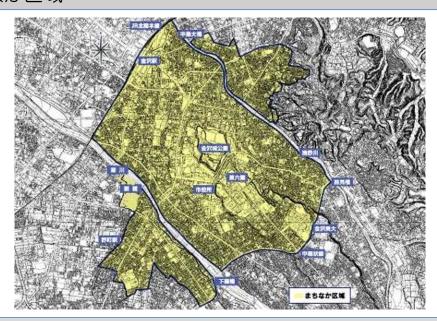
#### (注意事項)

- 空き家、空き住戸、空き地とは、現に使用していないもの又は今後使用されないことが確実なものです(既に商談中ものは除きます)。
- 登録申込書の提出から掲載までに1週間程度かかります。
- 昭和25年以前に建築された空き家については金澤町家バンクをご利用ください。

#### 提出書類について

- 登録申込書(所有者又は仲介不動産業者の捺印)
- 登録シート(物件の概要を記載)
- 間取り図 (A4で1枚)
- 写真 (外観1枚、内観2枚程度)
- 媒介契約書の写し(仲介の場合)
- ※ 提出方法・・・・原則メールで各データを送付してください。 (登録申込書及び媒介契約書の写しは、持参、FAXでも可能です)

# まちなか区域



# 空き家バンクを利用した各種補助制度の助成内容

補助制度名	対象区域	助成率	基本限度額	加算限度額 (45歳未満)	
①わがまち金沢まちなか 空き家リフォーム費補助金	まちなか		50万円	50万円	
	まちなか		50万円		
②ようこそ金沢空き家	居住誘導区域		30万円	_	
リフォーム費補助金	地区計画等区域	内部改修 工事費	20万円		
	その他市街化区域	エ <del>ザ</del> 貝 の1/2	10万円		
③わがまち金沢まちなか 中古マンションリフォーム費補助金	まちなか	まちなか		25万円	
④ようこそ金沢中古マンションリ	まちなか		25万円	25万円	
フォーム費補助金	居住誘導区域		10万円	_	
⑤まちなか空き地活用促進奨励金		譲渡所得金額相当 分の3%	30万円	_	

- ①③の対象者は3ヶ月以上、金沢市内に在住する方。
- ②④の対象者は以下のすべてに該当する方です。
  - •石川中央都市圏内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者、又は勤務し、事業を営む予定である方
  - ・金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である方
  - ・金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた方
    - ※石川中央都市圏内とは、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町の4市2町です。

空き家活用室

Tel 076 (220) 2136 FAX 076 (220) 2134



◆リフォーム費補助に関するお問い合わせ先 金沢市都市整備局 住宅政策課 **同数23.6** 

Tel 076 (220) 2333 FAX 076 (261) 3366





# 金澤町家情報バンク

令和2年11月 リニューアル!



https://bank.kanazawa-machiyajouho.jp/ 金澤町家※の売買や賃貸の最新情報を掲載!

※金沢市内の昭和25年以前に建築された伝統的な形態の木造建築物(寺院・神社等を除く)



#### 金澤町家情報バンクとは

金沢市が協力団体と共に、金澤町家の保全を目的として、町家に住んでみたい方や、活用してみたいとお考えの方に、売買や賃貸に関する物件情報を広く提供するサイトです。

平成17年(2005) よりスタートし、これまで250 件近くが掲載され、その多くが流通に至っています。

- ☑ スマートフォン対応
- ☑ 町名等の情報検索対応
- ☑ 建築士による調査情報も掲載

#### 物件情報を掲載したい場合(登録フロー)

登録は無料です!

#### 1. 登録に向けた相談

・バンク登録希望の金澤町家について担当者がお話を伺います。

# 2. 仲介者(不動産会社)を決定

・登録には仲介者が必要です。もしお決まりでない場合はご相談ください。

# 3. 登録申込書の提出

・所有者もしくは仲介者(不動産会社)から登録申し込みいただけます。



## 4. 現地調査(建築士派遣)日程調整

・建築士が登録を希望する町家を現地調査する日程を調整します。

## 5. 建築士による現地調査・物件情報作成

・建築士が目視により、建物状況を調査、簡易図面等の物件情報を作成します。

# 6. バンク掲載

・バンクを見た方から、掲載問い合わせ先に連絡があります。



#### 登録申込や問い合わせについては

金沢市が運営する 金澤町家情報館まで。

電話 076-208-3231 fax 076-208-3241 Eメール:kanamachi@city.kanazawa.lg.jp

(金沢市の委託事業者 NPO法人金澤町家研究会が手続きを行います。)

#### 協力団体

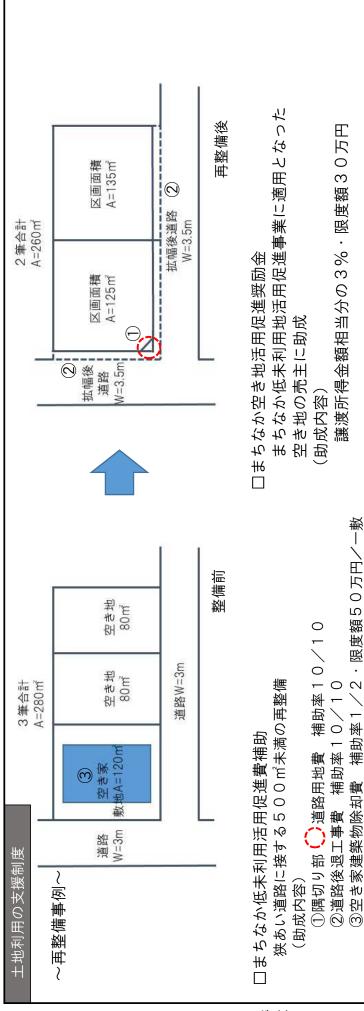
(一社) 石川県建築士会

(公社) 石川県宅地建物取引業協会

(公社) 全日本不動産協会石川県本部

# の再生・利活用支援について おき地の (記号)

- 空き家の解消対策として空き地の再整備を支援 ・狭あいな道路や狭小な土地が多いまちなか区域を対象に、
- 空き家化を未然に防ぐ 増加する空き家の利活用を促し、



# 空き家対策の支援制度

(市内全域) 口空き家解体費促進費補助

補助金交付要綱に定める

評定70点以上の個人所有の建物 空き家等危険度判定基準

(助成内容)

補助率1/2.限度額50万円 解体工事費

□空き家リフォーム費

を対象 [移住者] 昭和26年以降建築の空き家購入の[定住者]

(助成内容)

· [移住] [定任]

その他:限度額10万円 :まちなか区域:内部改修工事費 補助率1/2・限度額50万円 区域:限度額30万円、地区計画区域・まちづくり協定区域:限度額20万円、 :居住誘導区域:限度額30万円、 [移住]





市は財産管理人制度を活用した適正管理を実施



# 地域連携空き家等活用事業について ~空き家を地域の財産として活かそう~

地域にある空き家の活用や老朽化した空き家の解消を促進するため、 地域と連携した空き家や空き家を解体した跡地を町会等が活用する際に、 必要となる整備費の一部を支援します。

# 令和5年度 制度を拡充しました!

- ◇支援対象に特定非営利活動法人を追加
- ◇財産処分期限(協定締結期間)を5年に変更 (整備費の補助を受けない場合は期限に定めなし)
- ◇町会等の空き家活用をサポートする相談窓口を開設



○事業の仕組み

町会 その他の地域団体

空き家または跡地を管理・活用

所有者

空き家または跡地の活用について、三者で協定締結 (空き家等活用協定)

空き家または跡地を貸与※周定資産税が減免になる場合があります。

集会所・ボケットバーク等 の整備費を補助 整備費用の2/3 限度額:100万円

金沢市

跡地を活用する場合、 一定要件で、解体費を補助 解体費用の1/2 限度額:50万円 (危険空き家等除却費補助金)

# ○事業活用のメリット

#### [空き家の所有者さまへ] 維持管理の負担が軽減され、地域に貢献できます。

- ■遠方に住んでいるなどから、維持管理費を含めた管理が大変である。
- ●今は使っていないが、将来使用することも考えているので、手放すつもりはない。
- ●貸すには修繕等が必要となるため、賃貸住宅とするつもりはない。

#### 【町会など地域団体のみなさまへ】 身近にコミュニティ活動の拠点が確保できます。

- ●町会に集会所がなく不便だ。また、集会所があるが、もう一つほしい。
- ●地域で使うポケットバークのような広場がほしい。
- ●町会内の道幅が狭く、車の待避所や雪捨て場がほしい。

# 問い合わせ先

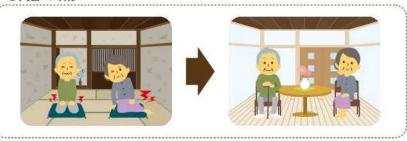
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階) 金沢市 都市整備局 建築指導課 空き家活用室 TEL 076(220)2136 FAX 076(222)2134 <sub>資料-59</sub>



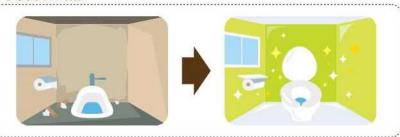
# 補助による整備事例

#### 空き家を集会所として使う場合

#### ●内部の改修



#### ●水回りの改修



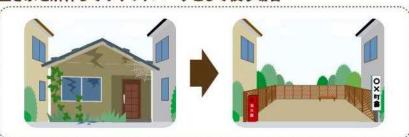






話し合いの場、集会にと

#### 空き家を解体してポケットパークとして使う場合



※空き家の解体に際して、補助金が使える場合があります。

# 金き家に関することは日日日まで

1. 金沢市役所の空き家相談 □ 総合相談・出前講座 : 建築指導課空き家活用室					
□ 防犯 : 危機管理課					
□ 防犯 : 危機管理課					
□ ごみ : ごみ減量推進課					
□ 小動物・害虫 : 衛生指導課					
2. 売買、賃貸、管理、解体、相続、登記、税金等の相談 □ 石川県空き家総合相談窓□(一般公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会内) ☎0120-424-425 3. 相続、遺言、登記等 □ 司法書士無料登記相談 金沢市役所第一本庁舎2階市民相談室(毎週水曜日 13:00~16:00) ☎220-2222					
□ 石川県空き家総合相談窓□(一般公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会内) ☎0120-424-425 3. 相続、遺言、登記等 □ 司法書士無料登記相談 金沢市役所第一本庁舎2階市民相談室(毎週水曜日 13:00~16:00) ☎220-2222					
□ 司法書士無料登記相談 金沢市役所第一本庁舎2階市民相談室(毎週水曜日 13:00~16:00) <b>☎</b> 220-2222					
□ 司法書士無料登記相談 金沢市役所第一本庁舎2階市民相談室(毎週水曜日 13:00~16:00) <b>☎</b> 220-2222					
□ 司法書士総合相談センター 金沢市新神田4丁目10番18号					
•電話無料相談(平日10:00~16:00)					
•面接無料相談(毎週水曜日予約制18:00~20:00) ☎291-7070					
資料-60					

# 危険な空き家等を解体する方へ補助します (金沢市危険空き家等除却費補助金)



#### 制度の概要

地域の課題となっている危険な空き家等を解体し、周辺の生活環境の保全を図るため、所有者が自ら行う空き家等の解体(除却)工事の費用の一部を助成します。

# 補助の対象

市の現地調査により、周辺への生活環境を阻害していると認められるもので、 一定基準以上の危険度があると判定された空き家等の所有者等が対象となります。

※空き家等・・・建築物等で、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの ※所有者等・・・空き家等の所有者又は管理者

# 補助金額

# 除却工事費の1/2 (補助限度額50万円)



※危険空き家等が「防災まちづくり協定区域」内に存する場合にあっては、70万円 (防災まちづくり協定区域については右記二次元コードをご参照ください) ※所有者等調査による加算 費用の1/2 (補助限度額5万円)



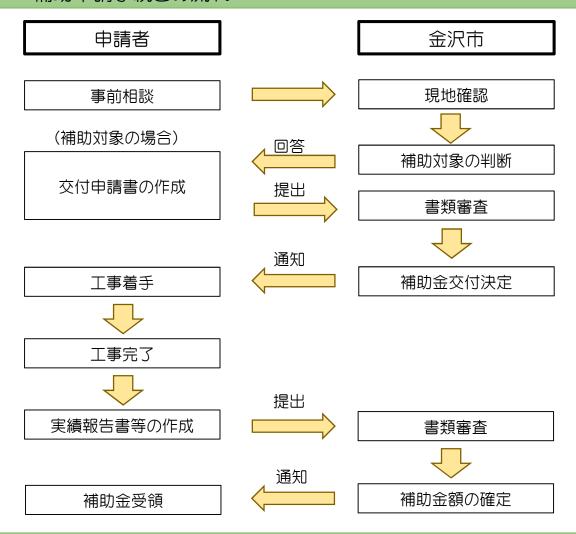
# 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階) 金沢市 都市整備局 建築指導課 空き家活用室 Tel 076(220)2136 FAX 076(220)2134



(裏面あり)

### 補助申請手続きの流れ



# 添付資料について

交付申請書	実績報告書
位置図、現況図(配置・平面図)、現況写真 土地・建物の登記事項証明書 工事見積書及び内訳書 申請者以外の所有者の同意書(※1) 解体等事業者の許可又は登録証(※2)	工事請負契約書の写し 工事費の支払を証する書類 (それぞれ印紙貼付、捺印のもの) 工事写真及び完成写真

- ※1 空き家等の所有者が複数の場合は、その全員の同意書が必要です。
- ※2 除却工事を行う事業者は建設業の許可(解体工事業等)や建設リサイクル法に 基づく解体工事業者の登録を受けた業者等に限ります。

# その他注意事項

- ◎下記の場合は補助対象外となります。
  - ・市税の滞納がある場合。
  - 所有権以外の権利が設定されている場合。
  - ・故意に建物を破壊させた場合。
- ◎なお、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例に規定する「金澤町家」に該当す 空き家等については別途ご相談ください。

# 金沢市空き家等活用・流通促進体制 運用マニュアル

金沢市都市整備局 建築指導課 空き家活用室

所在地 : 金沢市広坂1丁目1番1号

電話番号: 076-220-2136 FAX: 076-220-2134

E-Mail : kenchiku@city.kanazawa.lg.jp